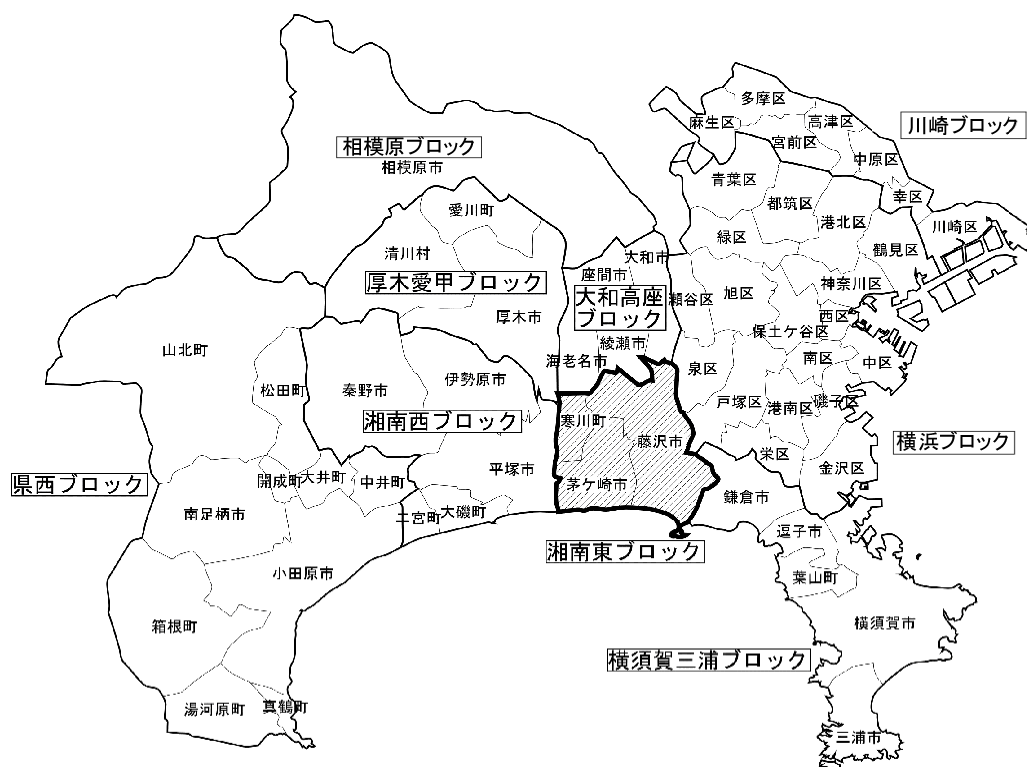


湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画



平成 20 年 3 月

湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議

目 次

1. 計画策定の趣旨	1
1. 1 計画策定の背景	1
1. 2 基本理念	1
1. 3 基本姿勢	1
1. 4 基本方針	2
1. 5 計画の期間	2
2. ブロックの現況	3
2. 1 ブロックの地域特性	3
2. 2 ごみ処理の現状	3
2. 3 ごみ処理の課題	6
3. 広域化の主要事業及び計画目標	7
3. 1 広域化の主要事業	7
3. 2 ごみ排出量及び処理量の予測	9
3. 3 ごみ質の予測	11
3. 4 ごみの削減目標等	15
4. 計画目標達成のための取り組み	18
4. 1 減量化・資源化に係る取り組み	18
4. 2 収集運搬に係る取り組み	20
4. 3 中間処理・最終処分に係る取り組み	22
5. 施設整備計画の概要	25
5. 1 リサイクルセンター整備計画概要	25
5. 2 バイオガス化施設整備計画概要	27
5. 3 焼却施設整備計画概要	28
5. 4 施設の配置及び整備スケジュール等	31
6. ごみ処理経費縮減の概要	35
6. 1 ごみ処理経費の縮減について	35
6. 2 ごみ処理施設整備経費の縮減	35
6. 3 事業経営面の検討による経費縮減	36
7. 計画の推進方策	37
7. 1 事業主体	37
7. 2 役割分担	37
7. 3 費用負担の方法	38
7. 4 計画の進行管理及び見直し等	38
関係資料	39
湘南東ブロック全体のごみ処理量予測	41
湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議規約	45

注記：計画書に記載した数表は、四捨五入により合計欄の値と内訳の合計が一致しない場合があります。

1. 計画策定の趣旨

1. 1 計画策定の背景

平成9年度に、ごみ処理に関する種々の課題に対応するため、「ごみ処理の広域化計画について（平成9年5月28日付環衛173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）」が示されました。この中で各都道府県はごみ処理の広域化に向け、次の事項を目的とした実施計画を策定することが示されました。

- ①ダイオキシン類削減対策
- ②焼却残渣の高度処理
- ③マテリアルリサイクルの推進
- ④最終処分場の確保対策
- ⑤公共事業のコスト削減

神奈川県は、この通知に基づき平成10年3月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」を策定しました。計画では、地理的・社会的条件を考慮しつつ県内を「横浜」「川崎」「横須賀三浦」「湘南東」「湘南西」「大和高座」「厚木愛甲」「相模原」「県西」の9つのブロック圏域に区分し、平成10年度から平成19年度までの10年間を計画期間とする広域化実施計画の策定をめざすものとなりました。

藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町は、「湘南東ブロック」として位置づけられたことから、「湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議」を設置し、お互いのごみ処理事業に対する取り組みを尊重しながら、広域で取り組むことが循環型社会形成に寄与すると判断される対象事業を明確にするとともに事業実現に向けた「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」を策定したものです。

1. 2 基本理念

湘南東ブロックの一般廃棄物処理において、ごみ処理の広域化を図ることにより、循環型社会^{※1}形成の推進をめざします。

基本理念は以下に示すとおりとします。

- ①リサイクルを推進します。
- ②ダイオキシン類を削減します。
- ③エネルギーの有効利用を促進します。
- ④ごみ処理経費の縮減を図ります。

1. 3 基本姿勢

湘南東ブロックは循環型社会形成推進をめざし、3R推進を中心としたソフト面の充実、適正処理施設整備を中心としたハード面の充実及び事業経営面の充実を図ります。

湘南東ブロックを構成する2市1町それぞれのごみ処理に関する基本姿勢を尊重しつつ、4つの基本理念を達成するために、ソフト面、ハード面、事業経営面において広域で取り組むべき対象事業項目を定め、その事業達成をめざすものとしします。

また、広域化対象事業を推進するための事業形態、計画目標年度、基本スケジュールを定め、環境マネジメント手法を活用して計画目標達成の進行管理を行います。

なお、計画で示した施策を実行に移す場合には、十分な検討と地域住民の方々に対する事前の説明を行っていくものとしします。

1. 4 基本方針

湘南東ブロックは、循環型社会を形成するために

「リサイクル推進型+バイオガス利用（残渣焼却）・最終処分場負荷軽減型」※²のごみ処理システム構築をめざすものとします。

このごみ処理システムを構築するため、現状の処理システムの中で、さらなる3R推進を行いごみの減量化・資源化を図るとともに、広域的かつ総合的に適正な処理施設を整備していくものとします。

1. 5 計画の期間

湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画の期間を次のとおり設定します。

○計画策定年度を平成17年度から平成19年度の3年間とします。ごみ処理量に関する実績値は平成17年度までの値を用います。ごみ処理体制や分別区分等は平成18年度の状況を示します。

○計画期間を平成20年度から平成34年度までの15年間とします。

○計画期間中に短期目標年度（平成24年度）、中期目標年度（平成29年度）、長期目標年度（平成34年度）を定めます。

平成 年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34			
計画の期間	← 計画策定期間			← 計画期間 →																	
目標年度											短期目標年度						中期目標年度				長期目標年度

図 1.5-1 実施計画期間

計画内容を定期的に検証し、技術革新や社会環境の著しい変化があった場合は弾力的に計画の見直しを行うものとします。

※1 循環型社会とは

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に変わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物なることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処理することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としてあります。（平成18年版「循環型社会白書」より）

※2 リサイクル推進型+バイオガス利用（残渣焼却）・最終処分場負荷軽減型ごみ処理システムとは

このごみ処理システムは現状のごみ減量化・資源化をさらに促進し、最終処分場の負荷を可能な限り軽減するシステムです。具体的には、バイオガス化施設を設置してバイオガスを回収した上で残渣を焼却処理し、さらに焼却残渣は熔融スラグ化し、資源として利用することで最終処分量を可能な限り減らします。なお、回収したバイオガスは、収集車両の燃料等として有効利用します。

2. ブロックの現況

2. 1 ブロックの地域特性

湘南東ブロック全体面積は 118.64 km² で、藤沢市 69.51 km² (湘南東ブロックの 58.6%)、茅ヶ崎市 35.71 km² (同 30.1%)、寒川町 13.42 km² (同 11.3%) です。神奈川県全体(2,415.84 km²) の 4.9%を占めています。

気象は、太平洋沿岸の特徴的気象である太平洋側気象を示し、四季を通じて温暖です。横浜地方気象台の最近の 10 年間(平成 8~17 年)の観測結果によると、平均気温は 16.1℃、最高気温は 36.9℃、最低気温は -2.8℃、年間平均降水量は 1,657.6 mm でした。

人口は、平成 17 年 10 月 1 日で約 671 千人(藤沢市：約 396 千人(湘南東ブロックの 59.0%)、茅ヶ崎市：約 228 千人(同 34.0%)、寒川町：約 47 千人(同 7.0%)) です。

2. 2 ごみ処理の現状

(1) ごみ排出量

平成 9 年度から平成 17 年度までのごみ排出量の推移を表 2.2-1 に示します。

平成 17 年度の湘南東ブロックのごみ処理量は、可燃ごみが 169,589 トン、不燃・大型ごみが 27,684 トン、資源ごみが 47,107 トンで、合計 244,379 トンです。

表 2.2-1 ごみ排出量の推移 (t/年)

項目	平成9	10	11	12	13	14	15	16	17
藤 沢 市	148,261	145,309	143,228	149,066	148,377	149,530	150,603	147,953	148,561
可燃ごみ	107,586	104,915	101,582	103,359	103,997	103,737	101,852	99,570	99,575
不燃・粗大ごみ	21,178	19,792	20,310	23,087	21,285	19,958	19,891	18,866	18,362
資源ごみ	19,497	20,601	21,335	22,620	23,095	25,835	28,860	29,516	30,625
茅 ヶ 崎 市	75,067	75,814	78,351	80,093	78,782	79,139	81,297	81,260	80,810
可燃ごみ	58,073	58,425	60,737	58,322	58,165	58,444	60,847	60,625	59,839
不燃・粗大ごみ	9,195	10,242	10,507	8,499	7,471	7,390	7,265	7,690	7,665
資源ごみ	7,799	7,147	7,107	13,272	13,146	13,305	13,185	12,945	13,306
寒 川 町	13,402	13,801	13,971	14,818	15,384	15,424	15,302	15,284	15,008
可燃ごみ	9,642	9,828	9,828	10,353	10,909	11,045	11,249	11,179	10,175
不燃・粗大ごみ	1,351	1,476	1,652	1,947	1,881	1,906	1,719	1,839	1,657
資源ごみ	2,409	2,497	2,491	2,518	2,594	2,473	2,334	2,266	3,176
湘南東ブロック	236,730	234,924	235,550	243,977	242,543	244,093	247,202	244,497	244,379
可燃ごみ	175,301	173,168	172,147	172,034	173,071	173,226	173,948	171,374	169,589
不燃・粗大ごみ	31,724	31,510	32,469	33,533	30,637	29,254	28,875	28,395	27,684
資源ごみ	29,705	30,245	30,933	38,410	38,835	41,613	44,379	44,727	47,107

注 1) 寒川町の可燃ごみは、平成 14 年 12 月 1 日より茅ヶ崎市に委託処理しています。

注 2) 各ごみの処理対象量は搬入量であり、破碎可燃等中間処理後に処理対象となった量は含みません。また、資源ごみは一元的管理を目的としており、集団回収等、処理施設を経由しないものも含んでいます。したがって、環境省「一般廃棄物処理実態調査」、神奈川県一般廃棄物処理事業の概要等に記載されている量とは一致していません。

(2) ごみ排出量の原単位

平成 9 年度から平成 17 年度までのごみ排出量の原単位の推移を表 2.2-2 に示します。

平成 17 年度のごみ排出量の原単位は、藤沢市が 1,028g/人・日、茅ヶ崎市が 969g/人・日、寒川町が 866g/人・日、ブロック全体では 996g/人・日です。

表 2.2-2 ごみ排出量の原単位の推移 (g/人・日)

項目	平成9	10	11	12	13	14	15	16	17
藤 沢 市	1,089	1,058	1,036	1,077	1,062	1,057	1,052	1,032	1,028
可燃ごみ	791	764	735	747	744	733	712	694	689
不燃・粗大ごみ	156	144	147	167	152	141	139	132	127
資源ごみ	143	150	154	163	165	183	202	206	212
茅 ヶ 崎 市	952	953	978	994	970	966	982	978	969
可燃ごみ	737	735	758	724	716	713	735	730	718
不燃・粗大ごみ	117	129	131	105	92	90	88	93	92
資源ごみ	99	90	89	165	162	162	159	156	160
寒 川 町	773	800	814	876	908	906	893	888	866
可燃ごみ	556	570	572	612	644	649	657	649	587
不燃・粗大ごみ	78	86	96	115	111	112	100	107	96
資源ごみ	139	145	145	149	153	145	136	132	183
湘 南 東 ブ ロ ッ ク	1,019	1,004	1,000	1,034	1,020	1,015	1,017	1,003	996
可燃ごみ	755	740	731	729	728	720	716	703	692
不燃・粗大ごみ	137	135	138	142	129	122	119	117	113
資源ごみ	128	129	131	163	163	173	183	184	192

(3) ごみ処理施設の状況

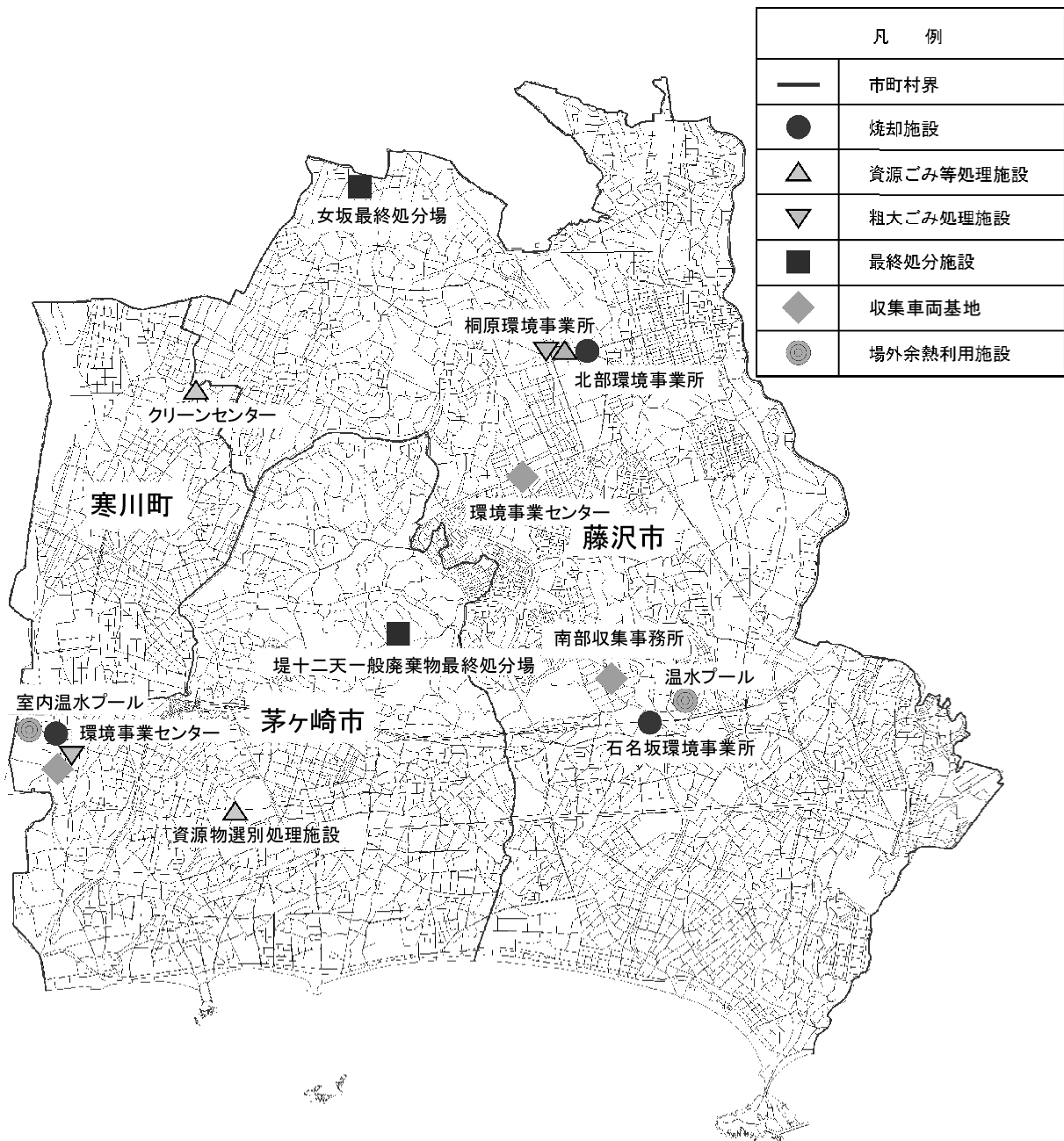
平成18年度の湘南東ブロックのごみ処理施設の整備状況を表2.2-3に、施設の立地状況を図2.2-1に示します。

現在焼却施設は藤沢市に北部環境事業所と石名坂環境事業所の2箇所、茅ヶ崎市に環境事業センターの1箇所、合わせて3箇所あります。粗大ごみ処理施設は藤沢市に桐原環境事業所の1箇所、茅ヶ崎市に環境事業センターの1箇所、合わせて2箇所あります。資源ごみ処理施設は藤沢市に資源化施設の1箇所、茅ヶ崎市に資源物選別処理施設の1箇所、寒川町にクリーンセンターの1箇所、合わせて3箇所あります。最終処分場は藤沢市に女坂最終処分場の1箇所、茅ヶ崎市に堤十二天一般廃棄物最終処分場の1箇所、合わせて2箇所あります。全体で10箇所稼働中です。また、収集車両基地は3箇所、余熱利用施設は2箇所です。

表 2.2-3 湘南東地域施設構成図 (箇所)

項目	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	湘南東ブロック
収集車両基地	2	1	0	3
ごみ焼却施設	2	1	0	3
粗大ごみ ^{注)} 処理施設	1	1	0	2
資源化施設	1	1	1	3
最終処分場	1	1	0	2
余熱利用施設	1	1	0	2
計	8	6	1	15
中間処理・最終処分施設数	5	4	1	10

注) 粗大ごみは、2市1町においては大型ごみと不燃ごみを総称しています。



注記:平成 19 年度から循環型社会形成推進交付金制度を活用して 5 年間の事業期間で整備予定の藤沢リサイクルセンターと茅ヶ崎・寒川リサイクルセンター（いずれも仮称）は、この図で示される藤沢市桐原環境事業所用地と寒川町クリーンセンター用地に建設予定としています。

図 2.2-1 湘南東ブロック内施設立地状況

2. 3 ごみ処理の課題

湘南東ブロックを構成する2市1町は、それぞれが3R推進、適正処理に取り組んでいます。各自治体は、ごみの排出抑制、資源化・リサイクルの推進、ごみ収集・運搬、さらには中間処理、最終処分の適正化に関する施策の展開を図っています。ここでは、2市1町が取り組んでいる共通の課題について示します。

1) ソフト施策に関する課題

(1) ごみの排出抑制

ここ近年の湘南東ブロックのごみ排出量は、年間24万トン台で推移しており、今後どのように減量化を進めていくのかが課題です。

特に事業所から排出されるごみの減量化等に取り組む必要があります。

(2) 資源化・リサイクル

湘南東ブロックの資源ごみ量は平成9年度約3万トンから平成17年度の4万7千トンまで8年間平均2,175トン/年の伸びを示してきました。しかし、平成14年度以降では年間平均1,831トン/年の伸びと鈍化しています。鈍化した資源化・リサイクルの伸びを今後どのように回復させていくかが共通の課題です。

特に分別の徹底を図ることを重点として取り組む必要があります。

(3) ごみ収集・運搬

ごみの収集・運搬に関しては、2市1町が、分別収集品目の拡充に対応可能な体制を整備することが課題です。

特にリサイクルセンター稼動開始予定までに収集・運搬体制を整備する必要があります。

2) ハード施策に関する課題

(1) 中間処理

中間処理に関する課題は、焼却施設3箇所の建設年度、改修時期が異なることから、それぞれの施設更新を計画しなければならないこと、粗大ごみ処理施設はいずれも昭和50年代に整備されたもので老朽化が著しいこと、2市1町はリサイクルセンターが未整備であること、施設整備に必要な建設用地は新たに確保することが困難なことなどが課題です。

(2) 最終処分

最終処分場は藤沢市では今後約30年、茅ヶ崎市では今後15年以上の埋立残余年数があると見込まれます。この年数は、現在行っている民間委託による焼却残渣等の溶融スラグ化による資源化を継続し、埋立量削減をしていく前提で試算したものです。

寒川町は最終処分を民間委託しています。最終処分場に関する課題は、最終処分量軽減を民間委託に依存していること、今後、新たな最終処分場用地確保が困難なことです。

今後、焼却施設の大規模改修または更新時に、湘南東ブロックでの自区内処理をめざして灰溶融施設の導入、あるいは民間委託の活用などについて検討が必要です。

3. 広域化の主要事業及び計画目標

3.1 広域化の主要事業

湘南東ブロックで取り組む主要事業を表 3.1-1 に示します。また、表 3.1-2 に 2 市 1 町それぞれが独自に取り組む施策と広域で取り組む施策をあわせた全体施策一覧を示します。

表 3.1-1 湘南東ブロックの広域化主要事業

区 分		短期目標	中期目標	長期目標
年 度		平成 24 年度	平成 29 年度	平成 34 年度
		2012 年	2017 年	2022 年
計画人口		702,369 人	712,979 人	713,801 人
期 間		●計画期間の 5 年目である平成 24 年度を短期目標年度とします。	●計画期間の 10 年目である平成 29 年度を中期目標年度とします。	●計画期間の 15 年目である、平成 34 年度を長期目標年度とします。
実施計画の目標		藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の 2 市 1 町は、湘南東ブロックごみ処理広域処理圏域を形成し、当該圏域の循環型社会形成を推進するため、お互いのごみ処理事業に対する取り組みを尊重しながら、広域で取り組むことが循環型社会形成に寄与すると判断される対象事業について明確にし、事業実現をめざします。		
主要事業		●3R ^{※1} 推進施策及び事業経営面の充実	●適正処理の充実	●さらなる循環型社会の実現
対象事業	ソフト面	●リサイクルセンター整備に関連する分別品目の統一、収集回数統一を図ります。 ●各種リサイクル法の推進、定着化を図ります。 ●事業系ごみの資源化促進のための啓発・指導の統一を図ります。	●コンポスト容器設置助成等経済的助成措置制度の継続、緩やかな統一を図ります。 ●ごみ処理手数料制度等の経済的負担措置制度の継続、緩やかな統一を図ります。	●処理できないものの処理体制を整え品目統一を図ります。
	ハード面	第 1 期地域計画 ^{※2} 事業	第 2 期地域計画事業	第 3 期地域計画事業
		●藤沢リサイクルセンター(仮称)、茅ヶ崎・寒川リサイクルセンター(仮称)を整備します。 ●大規模補修等を含めた施設整備面でのスケジュール調整、規模調整等の考え方を調整します。	●藤沢バイオガス化施設(仮称)、茅ヶ崎・寒川粗大ごみ処理施設(仮称)を整備します。 ●収集車両を広域処理推進の意識付けのための広報媒体として積極活用します。	●藤沢焼却施設(仮称)、茅ヶ崎・寒川バイオガス化施設(仮称)を整備します。
事業経営面	●一般廃棄物会計基準の導入による原価計算方式の統一を図ります。	●評価及び施策への反映を継続します。		

(注)：平成 17 年度の湘南東ブロック人口は 671,888 人です。人口ピークは平成 32 年度 715,882 人と予測しています。

※1 3Rとは
リデュース (Reduce ; 発生抑制)、リユース (Reuse ; 再使用)、リサイクル (Recycle ; 再生利用) の頭文字を示す言葉です。

※2 地域計画とは
循環型社会形成推進交付金制度を活用して施設整備を行うために必要な湘南東ブロックの循環型社会形成推進地域計画を示すものです。計画期間を 3 期に分けて施設整備事業を順次実施していく予定で、その事業を第 1 期地域計画事業 (H19-23)、第 2 期地域計画事業 (H24-28)、第 3 期地域計画事業 (H29-33) とします。交付金制度は、廃棄物の 3R を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら、3R に関する明確な目標設定のもと、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備等を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的としています。

表 3.1-2 2市1町独自施策をあわせたソフト面、ハード面、事業経営面の全体施策

施 策	対 象		新規・継続 の区分	統一 項目	主な項目	短 期 目 標	中 期 目 標	長 期 目 標
	住民	事業者						
ごみの減量化・資源化方策								
ごみの減量化（排出抑制）促進策								
意識啓発								
環境学習の充実	○	○	□		教材用ビデオ作成、シンポジウム開催、広報による情報提供、学習会の開催、体験学習の実施、施設見学の実施			
商店街意識向上		○	□		ごみとなるものが少ない商品の販売、包装の簡素化、リサイクル商品の販売			
生産者意識向上		○	□	◎	製品製造計画段階での排出抑制考慮	★		
自発的行動促進	○	○	□		ごみとなるものを減らす運動等（計画的消費奨励、過剰包装のお断りキャンペーン、マイバック運動推進、フロンエイ容器使用抑制、リターナブルびん使用奨励等）			
排出抑制制度の制定								
エコショップなどの顕彰制度実施		○	□		ごみ減量推進店制度の推進			
不用品交換制度の活発化	○		□		交換制度の周知・宣伝			
経済的助成措置制度の充実	○		□	○	コンポスト容器設置助成、家庭用電動生ごみ処理機設置助成、集団回収奨励のための助成		★	
経済的負担措置制度の強化	○	○	□	○	ごみ処理手数料制度の見直し		★	
ごみの資源化促進方策								
家庭系の資源化方策								
集団回収事業の積極的推進	○		□		地域格差の是正、経済的助成措置制度の活用			
各種リサイクル法の推進、定着化	○		□	○	家電リサイクル法や容器リサイクル法、食品リサイクル法等の啓発	★		
自治体による資源回収品目の充実	○		□	◎	リサイクルセンター受入対象品目の統一	★		
事業系廃棄物の資源化促進		○	□	◎	事業系の資源化促進のための啓発・指導	★		
処理対象ごみの分別区分	○	○	□	◎	分別区分の見直し	★		
収集回数	○		□	◎	収集回数の検討・適正化	★		
処理できないものの品目統一	○		□	◎	処理できないものの処理体制整備を配慮			★
産業廃棄物（あわせ産廃 ^{※1} ）の処理		○			適正処理の推進			
収集車両の積極活用	○	○	◎	◎	広域化の意識付けを図るためにロゴマーク貼り付け等の広報媒体として積極活用を図る		★	
施設整備面								
収集車両	○	○	□		既存車両を活用する			
中間処理施設 ^{※2}	○	○	□		第1期～第3期地域計画による事業以外の既存施設に関する大規模改修等の適正機能維持			
第1期地域計画事業	○	○	□	◎	藤沢リサイクルセンター（仮称）、茅ヶ崎・寒川リサイクルセンター（仮称）の整備	★		
第2期地域計画事業	○	○	□	◎	藤沢バイオガス化施設（仮称）、茅ヶ崎・寒川粗大ごみ処理施設（仮称）の整備		★	
第3期地域計画事業	○	○	□	◎	藤沢焼却施設（仮称）、茅ヶ崎・寒川バイオガス化施設（仮称）の整備			★
最終処分場	○	○	□		各市町の方針による			
大規模補修等を含めた施設整備面での考え方調整	○	○	◎	◎	スケジュール調整、規模調整	★		
事業運営方式								
収集運搬方式	○	○	□		民間活力の活用			
施設維持管理方式	○	○	□		民間活力の活用			
原価計算方式	○	○	□	◎	一般廃棄物会計基準の導入	★		

新規・継続の区分 ○：新規 □：継続
統一項目欄 ◎：広域で統一（網掛け部分） ○：緩やかな統一（網掛け部分） 空欄：市町独自

★：目標年度

※1：あわせ産廃とは廃棄物処理法第11条2項で規定される、市町村が一般廃棄物とあわせて処理する事ができる産業廃棄物を示します。

※2：中間処理施設とは、ごみの焼却処理、破碎処理及び資源化処理等を行う施設で、最終処分量の軽減を図ります。

3. 2 ごみ排出量及び処理量の予測

平成9年度、平成12年度、平成17年度の実績と、平成24年度、平成29年度、平成34年度の予測を表3.2-1～表3.2-2に示します。

巻末に係関係資料として湘南東ブロック全体のごみ処理量予測と可燃ごみ処理計画を示します。

表 3.2-1 ごみ処理量の実績及び予測

項目	記号	説明	自治体名等	単位	実績			予測		
					平成9年度	平成12年度	平成17年度	平成24年度	平成29年度	平成34年度
								短期目標年度	中期目標年度	長期目標年度
人口	a	実績値：各年10月1日の神奈川県市区町村内・字別人口による。 将来人口：2市1町の計画人口による。	湘南東ブロック	人	636,348	646,363	671,888	702,369	712,979	713,801
			増減率(対平成9年度)	%	100%	102%	106%	110%	112%	112%
			増減率(対平成12年度)	%		100%	104%	109%	110%	110%
			増減率(対平成17年度)	%			100%	105%	106%	106%
発生量 (排出量+堆肥化+事業系資源化量等)	b	発生量は各家庭でコンポスト等による排出抑制量と事業所による資源化量等の排出抑制量を見込んだごみ量。	湘南東ブロック	t/年	256,922	266,946	272,857	292,348	297,756	300,098
			増減率(対平成9年度)	%	100%	104%	106%	114%	116%	117%
			増減率(対平成12年度)	%		100%	102%	110%	112%	112%
			増減率(対平成17年度)	%			100%	107%	109%	110%
排出量 (処理対象量+資源化量)	c	c=d+e c=f+g	湘南東ブロック	t/年	236,730	243,977	244,379	230,024	227,266	226,704
			増減率(対平成9年度)	%	100%	103%	103%	97%	96%	96%
			増減率(対平成12年度)	%		100%	100%	94%	93%	93%
			増減率(対平成17年度)	%			100%	94%	93%	93%
排出量内訳A1 (処理対象量=家庭系ごみ+事業系ごみ)	d	処理対象量は収集量と直接搬入量で、実際に計量された処理対象量。	湘南東ブロック	t/年	207,025	205,567	197,272	167,355	161,504	163,528
			増減率(対平成9年度)	%	100%	99%	95%	81%	78%	79%
			増減率(対平成12年度)	%		100%	96%	81%	79%	80%
			増減率(対平成17年度)	%			100%	85%	82%	83%
排出量内訳A2 (資源ごみ量=自治体回収+集団回収)	e	資源化ごみ量は自治体回収の資源物と集団回収による資源化及び事業系搬入資源の合計量。	湘南東ブロック	t/年	29,705	38,409	47,105	62,667	65,761	63,175
			増減率(対平成9年度)	%	100%	129%	159%	211%	221%	213%
			増減率(対平成12年度)	%		100%	123%	163%	171%	164%
			増減率(対平成17年度)	%			100%	133%	140%	134%
排出量内訳B1 (家庭系)	f	家庭系排出量は家庭から排出される処理対象ごみ量と資源ごみ量の合計量。	湘南東ブロック	t/年	186,371	197,479	194,945	197,970	197,335	196,157
			増減率(対平成9年度)	%	100%	106%	105%	106%	106%	105%
			増減率(対平成12年度)	%		100%	99%	100%	100%	99%
			増減率(対平成17年度)	%			100%	102%	101%	101%
排出量内訳B2 (事業系)	g	事業系排出量は事業所から排出される処理対象ごみ量と事業所から排出される資源ごみ量の合計量。	湘南東ブロック	t/年	50,360	46,497	49,434	32,054	29,931	30,548
			増減率(対平成9年度)	%	100%	92%	98%	64%	59%	61%
			増減率(対平成12年度)	%		100%	106%	69%	64%	66%
			増減率(対平成17年度)	%			100%	65%	61%	62%
排出量原単位	h	h=c/a/i*10 ⁶	湘南東ブロック	g/人・日	1,019	1,034	996	897	873	870
			増減率(対平成9年度)	%	100%	101%	98%	88%	86%	85%
			増減率(対平成12年度)	%		100%	96%	87%	84%	84%
			増減率(対平成17年度)	%			100%	90%	88%	87%
年間日数	i		日	365	365	365	365	365	365	

表 3.2-2 ごみ処理量の実績及び予測

項目	記号	説明	自治体名等	単位	実績			予測		
					平成9年度	平成12年度	平成17年度	平成24年度	平成29年度	平成34年度
								短期目標年度	中期目標年度	長期目標年度
焼却処理量	j	焼却処理量にはバイオガス化施設からの残渣量、破砕処理施設からの可燃残渣量を含む。	湘南東ブロック	t/年	199,351	197,914	192,023	161,691	136,629	119,974
			増減率(対平成9年度)	%	100%	99%	96%	81%	69%	60%
			増減率(対平成12年度)	%		100%	97%	82%	69%	61%
			増減率(対平成17年度)	%			100%	84%	71%	62%
バイオガス化処理量	k	バイオガス化量は家庭系収集ごみの中の厨芥ごみ、紙類(紙おむつ等)、草木類を分別(協力量60%)して収集した量。	湘南東ブロック	t/年	0	0	0	0	27,409	53,966
			排出量に占める割合	%					12%	24%
			焼却量削減率	%					12%	24%
不燃・粗大処理量	l		湘南東ブロック	t/年	30,139	33,533	27,684	26,090	26,085	26,470
			増減率(対平成9年度)	%	100%	111%	92%	87%	87%	88%
			増減率(対平成12年度)	%		100%	83%	78%	78%	79%
			増減率(対平成17年度)	%			100%	94%	94%	96%
1次資源量	m	中間処理による資源化量の総和	湘南東ブロック	t/年	31,725	44,870	52,211	67,459	69,842	67,585
			増減率(対平成9年度)	%	100%	141%	165%	213%	220%	213%
			増減率(対平成12年度)	%		100%	116%	150%	156%	151%
			増減率(対平成17年度)	%			100%	129%	134%	129%
溶融処理量	n	溶融処理量はスラグ化する対象量。	湘南東ブロック	t/年	3,984	6,705	12,034	12,965	12,244	11,480
			増減率(対平成9年度)	%	100%	168%	302%	325%	307%	288%
			増減率(対平成12年度)	%		100%	179%	193%	183%	171%
			増減率(対平成17年度)	%			100%	108%	102%	95%
2次資源量	o	$c=m+n+(1-0.3)k$ 1次資源量+溶融処理量+バイオガス化処理量(残渣量30%除く)	湘南東ブロック	t/年	35,709	51,575	64,245	80,424	101,272	116,841
			増減率(対平成9年度)	%	100%	144%	180%	225%	284%	327%
			増減率(対平成12年度)	%		100%	125%	156%	196%	227%
			増減率(対平成17年度)	%			100%	125%	158%	182%
最終処分量	p		湘南東ブロック	t/年	21,261	22,056	15,071	10,483	8,672	6,970
			増減率(対平成9年度)	%	100%	104%	71%	49%	41%	33%
			増減率(対平成12年度)	%		100%	68%	48%	39%	32%
			増減率(対平成17年度)	%			100%	70%	58%	46%
1次資源化率	q	$q=m/c*100$	湘南東ブロック	%	13.4%	18.4%	21.4%	29.3%	30.7%	29.8%
			増減率(対平成9年度)	%	100%	137%	159%	219%	229%	222%
			増減率(対平成12年度)	%		100%	116%	159%	167%	162%
			増減率(対平成17年度)	%			100%	137%	144%	140%
2次資源化率	r	$r=o/c*100$	湘南東ブロック	%	15.1%	21.1%	26.3%	35.0%	44.6%	51.5%
			増減率(対平成9年度)	%	100%	140%	174%	232%	295%	342%
			増減率(対平成12年度)	%		100%	124%	165%	211%	244%
			増減率(対平成17年度)	%			100%	133%	170%	196%
減量処理率	s	$s=100-p/c*100$	湘南東ブロック	%	91.0%	91.0%	93.8%	95.4%	96.2%	96.9%
			増減率(対平成9年度)	%	100%	100%	103%	105%	106%	106%
			増減率(対平成12年度)	%		100%	103%	105%	106%	107%
			増減率(対平成17年度)	%			100%	102%	103%	103%
焼却処理量	j	バイオガス化施設を稼働しない場合の焼却対象量	湘南東ブロック	t/年	199,351	197,914	192,023	161,691	155,815	157,749
			増減率(対平成9年度)	%	100%	99%	96%	81%	78%	79%
			増減率(対平成12年度)	%		100%	97%	82%	79%	80%
			増減率(対平成17年度)	%			100%	84%	81%	82%

3.3 ごみ質の予測

2市1町は、ステーションに排出される可燃ごみ、不燃ごみの湿ベースでのごみ質調査を実施しています。

ここでは排出される可燃ごみのごみ質の現状及び将来の予測を図 3.3-1～図 3.3-3 に示します。

将来、資源化・リサイクルが推進されることにより、可燃ごみ中の組成が変化します。さらに、バイオガス化施設対象物を分別することによってもごみ組成が変化します。

2市1町ともに、将来、資源化・リサイクルが推進されることにより、可燃ごみ中の紙ごみ、プラスチック製容器包装等が資源として分別され、相対的に、厨芥ごみ等の占める割合が増加し、ごみ質は燃えにくい低発熱量の低質ごみへ移行すると予測されます。

一方、バイオガス化施設の稼動にあわせて、厨芥類、紙類（資源紙類以外の紙おむつ含む、湿気を帯びた紙類）、草葉類の分別収集を計画します。その結果、燃えにくい厨芥類等が除去されることにより、ごみ質は燃えやすい高発熱量の高質ごみへ変化すると予測されます。

将来のごみ処理システムの変化に合わせた、施設の適正処理に留意する事が必要です。

藤沢市の可燃ごみの組成は、平成 17 年度実績では厨芥類 44.6%、紙類 23.7%、その他可燃ごみ 18.9%の 3 種類で 87.2%を占めています。平成 28 年度のバイオガス化施設の処理対象物を除く前の状態では厨芥類 51.0%、その他可燃ごみ 21.6%、資源物（紙類）16.6%の 3 種類で 89.2%を占めると予測されます。平成 29 年度後のバイオガス化施設の処理対象物を分別後はその他可燃ごみ 38.9%、厨芥類 36.7%、資源物（紙類）12.0%の 3 種類で 87.6%を占めると予測されます。

茅ヶ崎市の可燃ごみの組成は、平成 18 年度実績では厨芥類 46.9%、紙類 30.2%、プラスチック類 9.2%の 3 種類で 86.3%を占めています。平成 33 年度のバイオガス化施設の処理対象物を除く前の状態では厨芥類 63.9%、紙類 20.5%、プラスチック類 5.7%の 3 種類で 90.1%を占めると予測されます。平成 34 年度のバイオガス化施設の処理対象物を分別後は厨芥類 51.8%、紙類 16.7%、プラスチック類 11.6%の 3 種類で 80.1%を占めると予測されます。

寒川町の可燃ごみの組成は、平成 17 年度実績では厨芥類 55.8%、紙類 27.1%、プラスチック類 6.1%の 3 種類で 89.0%を占めています。平成 33 年度のバイオガス化施設の処理対象物を除く前の状態では厨芥類 60.4%、紙類 25.0%、木くず類 5.2%の 3 種類で 90.6%を占めると予測されます。平成 34 年度のバイオガス化施設の処理対象物を分別後は厨芥類 52.9%、紙類 21.9%、プラスチック類 6.8%の 3 種類で 81.6%を占めると予測されます。

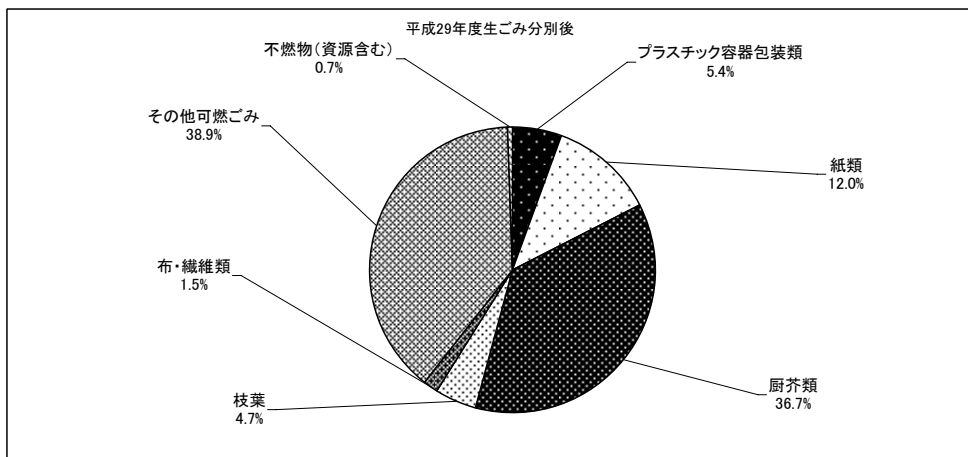
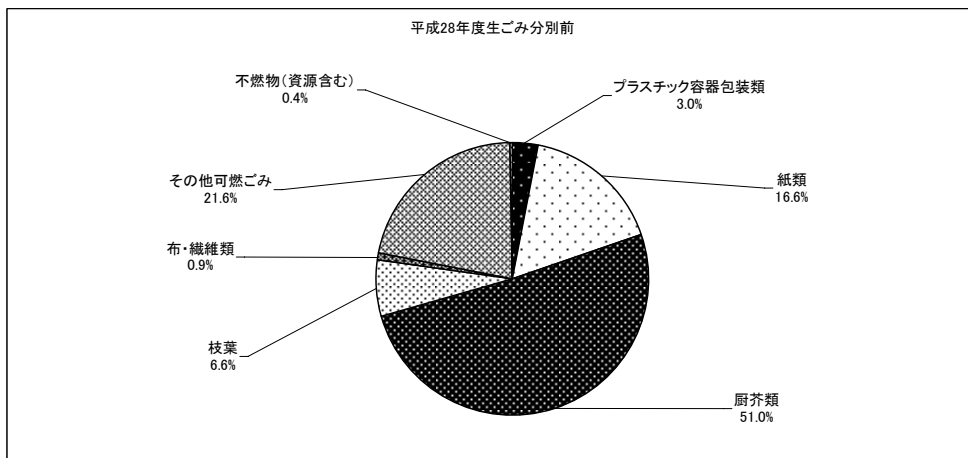
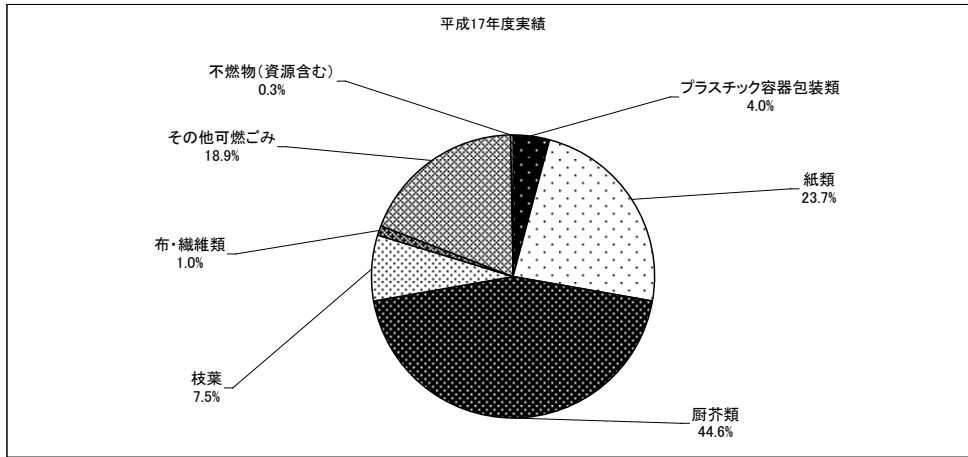


図 3.3-1 藤沢市収集可燃ごみのごみ質変化予測

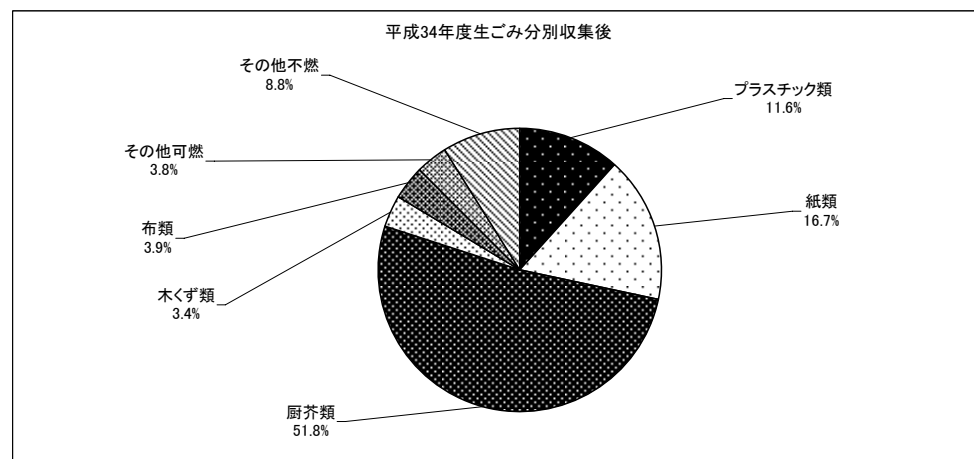
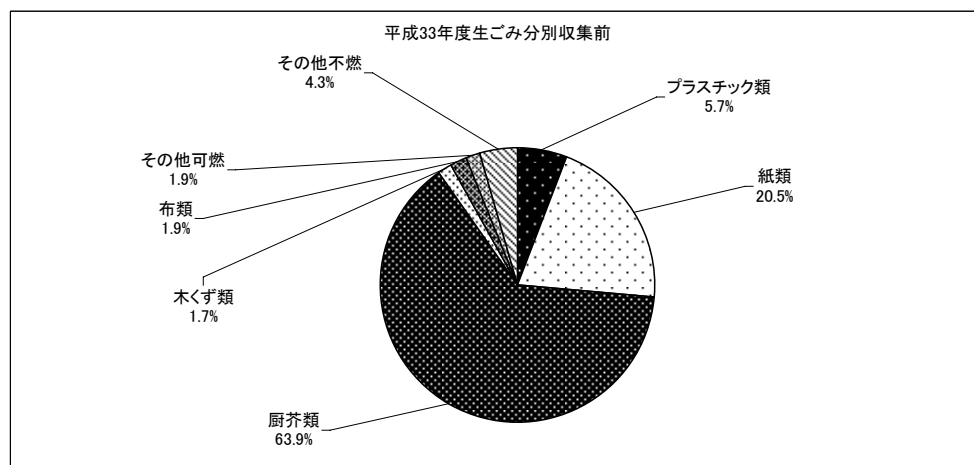
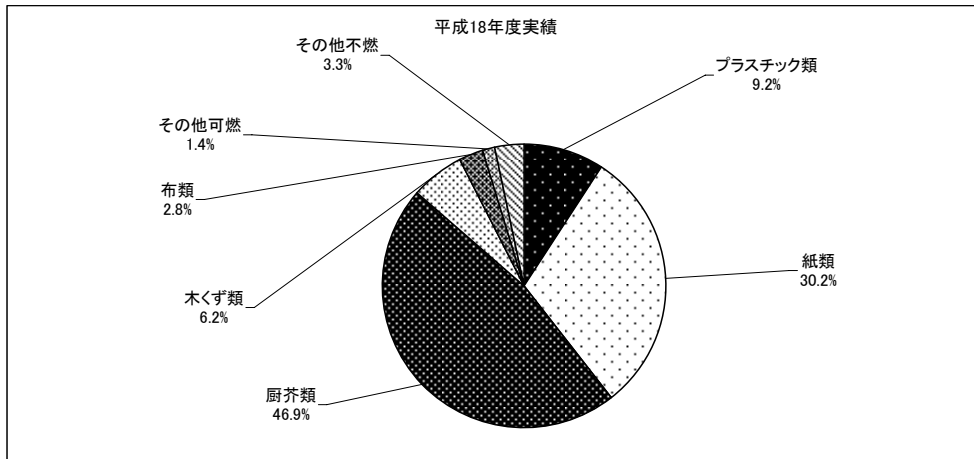


図 3.3-2 茅ヶ崎市収集可燃ごみのごみ質変化予測

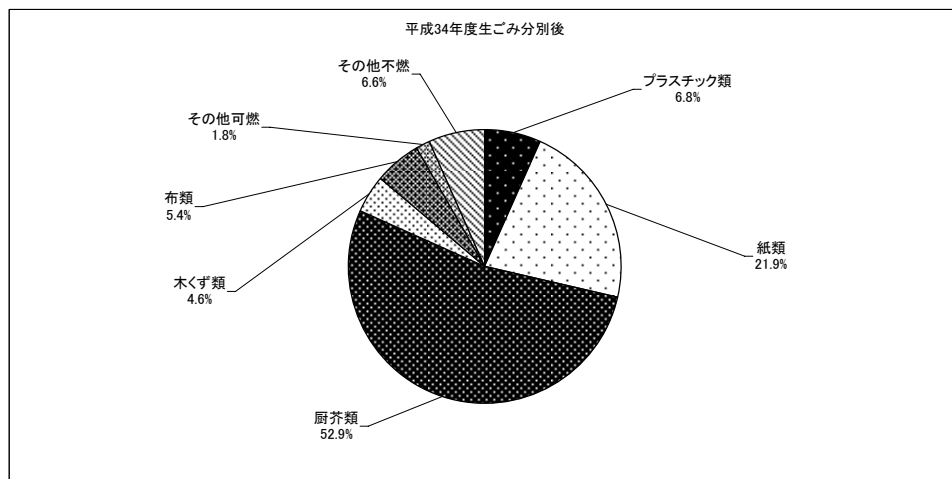
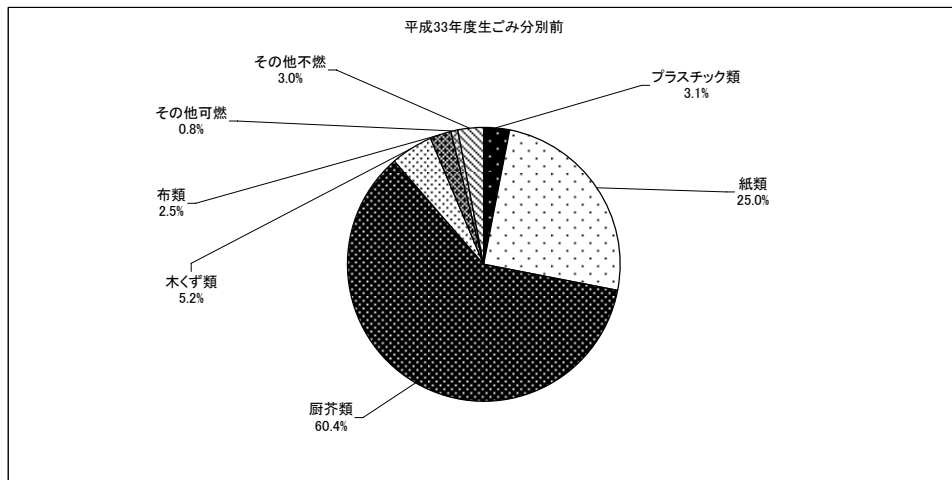
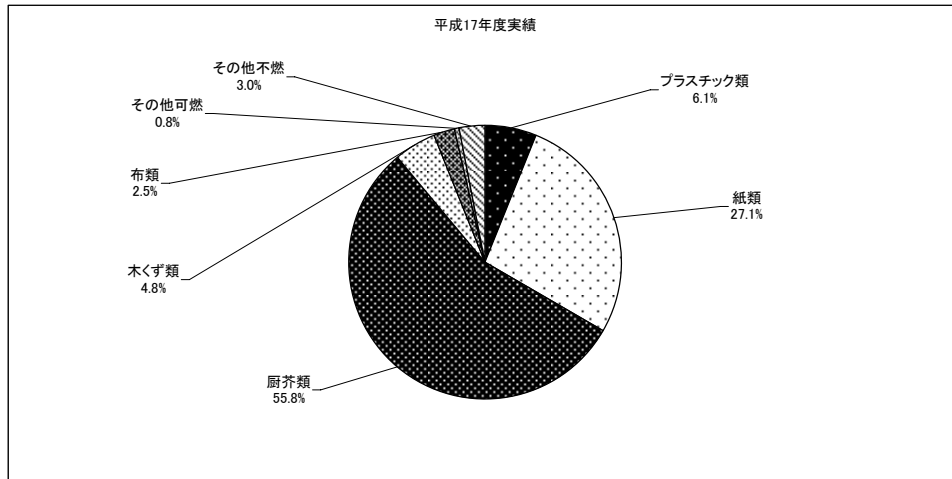


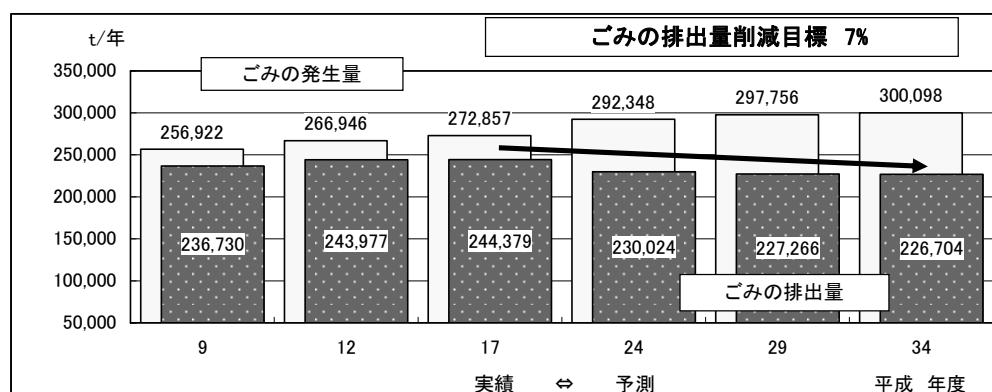
図 3.3-3 寒川町収集可燃ごみのごみ質変化予測

3. 4 ごみの削減目標等

ごみの排出量は、人口の増加等により現状のままでは増加する事が予測されます。2市1町独自の施策展開と広域での共同施策展開により、ごみの排出抑制・減量化していく予定です。具体的には、家庭系ごみは、生ごみのコンポスト化の促進、経済的負担措置の活用、マイバック運動の推進、食品を無駄にしない計画的購入の推進等によりごみ減量化意識を高め、ごみの排出抑制・減量化を行います。事業系ごみは、多量排出事業者への具体的な減量化の協力要請、ごみ処理料金の改定による排出抑制、事業者への資源ごみ処理委託の奨励、食品リサイクル施設や堆肥化センター等民間施設への誘導等による資源化を推奨し、ごみの排出抑制・減量化、資源化を行います。

(1) ごみの排出量の削減目標

ごみの排出量は平成17年度244,379トンです。コンポストや減量化、排出抑制への協力により、平成34年度には226,704トン、約1万8千トン、7%の減量を目指します。



ごみの発生量 = ごみの排出量 + 家庭でのコンポストによる減量 + 事業所での資源化等

ごみの排出量 = 収集量 + 許可業者等による直接排出量 + 集団回収量

図 3.4-1 ごみの排出量の削減目標

(2) ごみ排出量原単位の削減目標

1人1日当たり排出量（原単位）実績は平成17年度996gです。

排出抑制・減量化によって平成34年度には870g、平成17年度から126g、13%の減量を目指します。

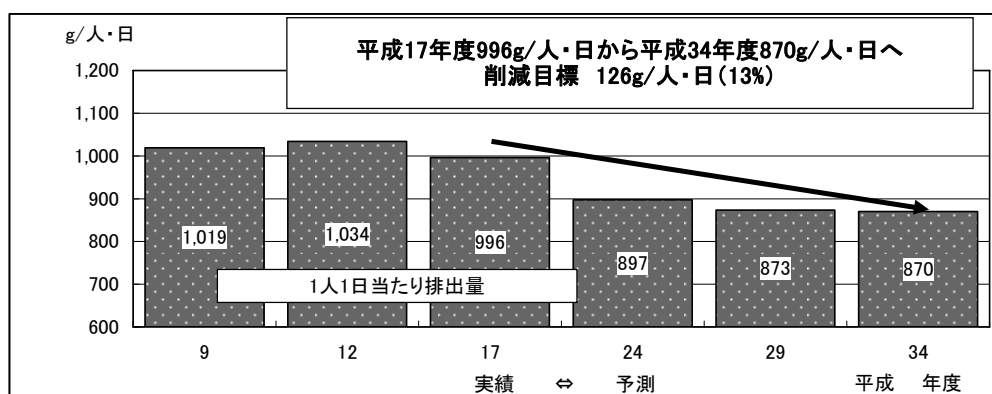
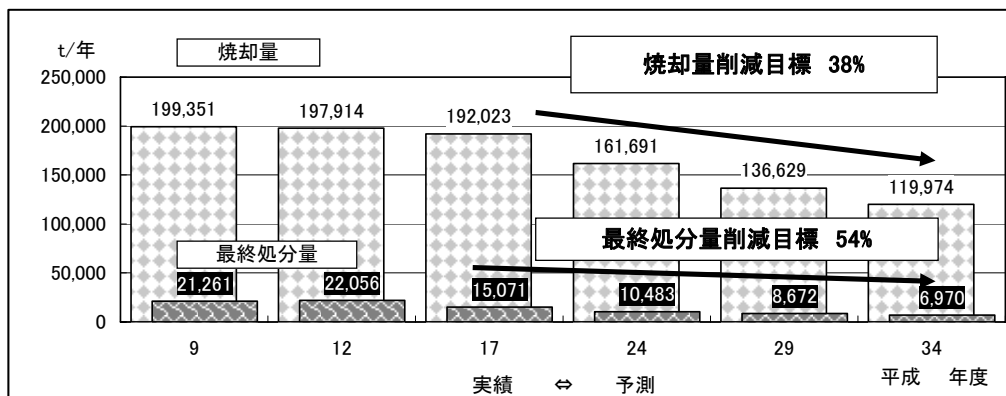


図 3.4-2 ごみ排出量原単位の減量目標

(3) 焼却量及び最終処分の削減目標

焼却量は平成 17 年度 192,023 トンです。排出抑制、減量化、資源化、バイオガス化処理によって平成 34 年度は 119,974 トン、平成 17 年度から約 7 万 2 千トン、38%の減量を目指します。最終処分量は平成 17 年度 15,071 トンです。焼却量の減量や灰の資源化によって平成 34 年度は 6,970 トン、平成 17 年度から約 8 千 1 百トン、54%の減量を目指します。

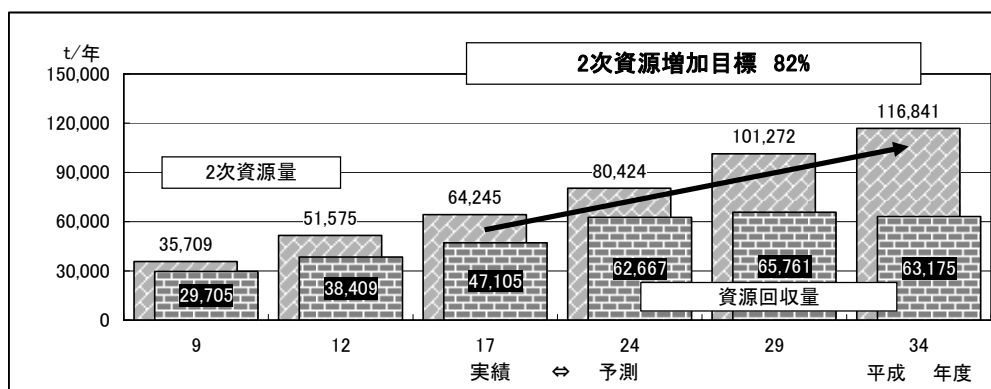


焼却量 = 可燃ごみ量 + 破砕処理施設からの可燃残渣量 + バイオガス化施設からの残渣量
最終処分量 = 焼却残渣量 - 熔融スラグ化量

図 3.4-3 焼却量と最終処分量の削減目標

(4) 資源量の増量目標

平成 17 年度の 2 次資源量は 64,245 トンです。平成 34 年度は 116,841 トン、平成 17 年度から約 5 万 3 千トン、82%増量を目指します。



資源回収量 = 集団回収量 + 自治体の収集資源量 + 直接搬入資源量

2次資源量 = 1次資源量 + 焼却灰の熔融スラグ化された量 + バイオガス化処理量 (残渣量除く)

1次資源量 = 資源回収量 + 中間処理での資源回収量

(ここでいう中間処理は、粗大ごみ処理や焼却前処理を示します。)

図 3.4-4 2次資源量の増量目標

(5) 他計画との比較

他計画との比較を表 3.4-1 に示します。

湘南東ブロックの家庭系ごみの 1 人 1 日当たり排出量は、神奈川県が示す平成 27 年度目標値 772g を、計画の短期目標年である平成 24 年度に達成する計画です。再生利用率は国が示す平成 22 年度の 24%を大きく超え 33%とし、神奈川県が示す平成 27 年度 34%も超え、中間目標年度の平成 29 年度には 45%とする計画です。循環型社会形成推進基本計画で示す 1 人当たり家庭から排出するごみ量（集団回収を除く）及び 1 事業所からの排出量を平成 12 年度値から平成 22 年度に 20%削減する計画も達成する計画です。なお、国が示す全体の排出量を平成 9 年度よりも平成 22 年度に 5%削減する目標は、人口の増加があることや、既に減量化が進んでいることにより達成率は 98%（削減率 2%）にとどまります。国が示す最終処分量を平成 9 年度から概ね半減する目標は、既に、焼却灰の熔融スラグ化等による資源化が進んでおり、達成率は 57%（削減率 43%）にとどまります。

表 3.4-1 他計画との比較

	他計画			湘南東ブロック実施計画						
	国の計画		神奈川県							
	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針	循環型社会形成推進基本計画	廃棄物処理計画							
策定年月	平成17年5月(改正)	平成15年3月	平成17年3月(改正)	実績			予測			
年度	平成22年度目標	平成22年度	平成27年度	平成9年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成24年度	平成29年度	平成34年度
基準年度	平成9年度	平成12年度	平成10年度							
人口(人)				636,348	646,363	671,888	696,536	702,369	712,979	713,801
排出量(t/年)	約5%削減			236,730	243,977	244,379	232,467	230,024	227,266	226,704
排出量(t/年)	平成9年度比			100%			98%	97%	96%	96%
家庭系排出量(t/年)				186,371	197,479	194,945	197,838	197,970	197,335	196,157
家庭系原単位(g/人・日)			排出量原単位772g	802	837	795	778	772	758	753
事業系排出量(t/年)			排出量の50%削減(平成9年度比)	50,360	46,497	49,434	34,711	32,054	29,931	30,548
再生利用率※1(t/年)				35,709	51,575	64,245	75,762	80,424	101,272	116,841
再生利用率	再生利用率を約11%から約24%に増加させる		再生利用率を13%から34%へ増加させる	15%	21%	26%	33%	35%	45%	52%
最終処分量(t/年)	概ね半減する(平成9年度比)			21,261	22,056	15,071	12,066	10,483	8,672	6,970
				100%			57%			
1人当たり家庭から排出するごみ量(集団回収及び資源回収を除く(kg/人・年))	約20%削減			246	246	220	200	193	185	186
	(平成12年度比)				100%		81%	78%	75%	76%
1事業所から排出するごみ量(資源集団回収を除く(t/事業所・年))	約20%削減			2.2	2.1	2.4	1.7	1.6	1.5	1.5
	(平成12年度比)				100%		80%	74%	69%	70%

※1 再生利用率=2次資源量=1次資源量+焼却灰の熔融スラグ化された量+バイオガス化処理量(残渣量除く)

(1次資源量=資源回収量+中間処理での資源回収量)

(資源回収量=集団回収量+自治体の収集資源量+直接搬入資源量)

(中間処理での資源回収量=粗大ごみ処理での資源回収量+焼却残渣からの資源回収量)

4. 計画目標達成のための取り組み

4. 1 減量化・資源化に係る取り組み

(1) 減量化・資源化の方針

方針1 減量化・資源化の目標値達成をめざします。

短期目標年度、中期目標年度、長期目標年度における減量化・資源化の目標を達成することをめざします。

方針2 各自治体の減量化・資源化に対する取り組みを尊重します。

2市1町それぞれが独自で育ててきたごみの発生抑制、排出抑制、資源化の取り組みを尊重します。

現状の3R推進運動を今後も積極的に展開していきます。

ごみの減量化に関して課題としてあげた、コンポスト容器・家庭用電動生ごみ処理機の普及拡大、事業系廃棄物を排出する事業者責任のごみ減量意識を高める活動の展開、ごみ減量推進店制度の積極活用についてそれぞれが重点的に取り組みます。資源化に関して課題としてとりあげた、資源ごみの収集品目の増加、リサイクルセンターの整備、分別の徹底、焼却残渣の資源化について2市1町が重点的に取り組みます。

方針3 広域的に取り組むことが住民サービスにつながる事業を推進します。

住民サービスの充実という視点から広域的に取り組むことが、排出抑制やリサイクルの促進につながり、なおかつ実行の可能性が高いと判断される施策を対象事業範囲とします。

湘南東ブロックが取り組む排出抑制やリサイクルの促進につながる減量化・資源化施策は次のとおりとします。

[ソフト面]

- ①生産者意識の向上（製品製造計画段階での排出抑制考慮・・・拡大生産者責任の働きかけを行う）
- ②経済的助成措置制度の継続、緩やかな統一
- ③経済的負担措置制度の継続、緩やかな統一
- ④各種リサイクル法の推進、定着化
- ⑤資源回収品目の充実
- ⑥事業系廃棄物の資源化促進

[ハード面]

- ①リサイクルセンターの整備
- ②その他資源化促進に関する施設整備等の導入

(2) 減量化・資源化実施工程

広域で取り組む減量化・資源化実施工程を表 4.1-1 に示します。

表 4.1-1 広域で取り組む減量化・資源化実施工程

施策	内容	目標年度		
		短期	中期	長期
		H24	H29	H34
[ソフト面]				
①生産者意識の向上	○製品製造計画段階での排出抑制考慮・・・(社)全国都市清掃会議等の全国組織を通じて、拡大生産者責任※を明確にしていくことを要望します。	○		
②経済的助成措置制度の継続、緩やかな統一	○生ごみコンポスト容器設置、家庭用電動生ごみ処理機設置に対する助成制度を継続し、助成額等に関して緩やかな統一を図ります。		○	
③経済的負担措置制度の継続、緩やかな統一	○現行で行っている家庭系ごみ、事業系ごみの処理料金制度は2市1町それぞれで取り組みが異なりますが、当面の間はそれぞれの制度を継続します。 ○料金等に関して緩やかな統一を図ります。		○	
④各種リサイクル法の推進、定着化	○家電リサイクル法や容器包装リサイクル法、食品リサイクル法等の周知徹底を図り、リサイクルの推進、定着を図ります。	○		
⑤資源回収品目の充実	○家庭系ごみの資源回収品目の充実を図ります。容器包装廃棄物と資源化物を対象とします。 ○リサイクルセンターへ搬入する資源回収品目、収集方法等を定めます。	○		
⑥事業系廃棄物の資源化促進	○事業所に対して啓発・指導を行い資源回収の促進を図ります。	○		
[ハード面]				
①リサイクルセンターの整備	○第1期地域計画事業として、藤沢リサイクルセンター(仮称)と茅ヶ崎・寒川リサイクルセンター(仮称)を整備します。	○		
②その他資源化促進に関する施設整備等	○第2期地域計画事業として茅ヶ崎・寒川粗大ごみ処理施設(仮称)と藤沢バイオガス化施設(仮称)を整備します。		○	
	○第3期地域計画事業として茅ヶ崎・寒川バイオガス化施設(仮称)を整備します。			○
	○灰溶融施設は焼却施設の大規模改修及び更新時期までに、整備するかどうかを決定します。		○	

※拡大生産者責任(EPR=Extended Producer Responsibility)とは

製造・販売元である事業者の物理的、経済的責任が製品ライフサイクルの使用後の段階まで拡大されるしくみ

4. 2 収集運搬に係る取り組み

(1) 収集運搬の方針

方針1 ごみの分別区分に対応する収集運搬を2市1町それぞれで行います。

ごみの分別区分を統一し、住民サービスの充実を図ります。

新しく整備する藤沢リサイクルセンター（仮称）、茅ヶ崎・寒川リサイクルセンター（仮称）に対応して、湘南東ブロックは分別区分を「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「大型ごみ」、「資源」の4分別とし、「資源」については「びん（白色、茶色、その他）」、「缶・金属類（アルミ缶、スチール缶）、（金属類）」、「ペットボトル」、「プラスチック製容器包装（白色トレイ、その他）」、「古布」、「剪定枝」、「廃食用油」、古紙類を「新聞・広告」、「本・雑紙」、「ざつ紙」、「ダンボール」、「飲料用紙パック」に分類します。

また、中期目標及び長期目標年度までに整備予定の藤沢バイオガス化施設（仮称）、茅ヶ崎・寒川バイオガス化施設（仮称）の受入対象物を家庭系ごみの中の厨芥類、紙類（資源紙類以外の紙おむつ含む、湿気を帯びた紙類）、草葉類とし、分別収集する計画とします。

この計画に対応できる収集・運搬を2市1町それぞれで行います。

方針2 広域的に取り組むことが住民サービスにつながる事業を推進します。

住民サービスの充実という視点から広域的に取り組むことが、収集運搬の効率化につながり、なおかつ実行の可能性が高いと判断される施策を対象事業範囲とします。

湘南東ブロックが取り組む収集運搬の計画は次のとおりとします。

[ソフト面]

- ①収集ごみ、直接搬入ごみの区分の統一
- ②収集回数統一
- ③処理できないものの品目統一

[ハード面]

- ①広域化の意識づけのために広報媒体として収集車両を積極利用

(2) 収集運搬実施工程

広域で取り組む収集運搬実施工程を表 4.2-1 に示します。

表 4.2-1 広域で取り組む収集運搬実施工程

施策	内容	目標達成年度		
		短期	中期	長期
		H24	H29	H34
[ソフト面]				
①収集ごみ、直接搬入ごみの区分の統一	<p>○整備予定のリサイクルセンターは、ごみ処理量の予測から、湘南東ブロック内で最大の処理量となる年度を選定して規模を計画しています。そのため、2市1町の行政境を越えて、2つのリサイクルセンターへの搬入ができるよう、収集ごみ、直接搬入ごみの区分の統一を図ります。</p> <p>○バイオガス化施設を整備する際には、「生ごみ（厨芥類、紙類（資源紙類以外の紙おむつ含む、湿気を帯びた紙類）、草葉類）」の分別区分を行います。</p> <p>○住民サービスの統一という点でごみの区分を統一する予定です。</p>	○		
②収集回数の統一	○住民サービスの統一を図るため、収集回数の統一を図ります。			○
③処理できないものの品目統一	○住民サービスの統一を図るため、処理できないものの品目統一を図ります。			○
[ハード面]				
①広域化の意識づくりのために収集車両を積極的利用	○広域化の意識を周知するために、収集車両を広報媒体として積極的に利用します。		○	

4. 3 中間処理・最終処分に係る取り組み

(1) 中間処理・最終処分の方針

方針1 リサイクル推進型+バイオガス利用（残渣焼却）・最終処分場負荷軽減型処理システムの実現をめざして、広域的、総合的な施設整備を行います。

方針2 長期的な展望のもとで中間処理施設の施設規模や配置について調整します。

方針3 ダイオキシン類の削減やエネルギーの有効利用、ごみ処理経費の縮減につながり、なおかつ実効性が高いと判断される施策を事業対象範囲とします。

表 4.3-1 に中間処理・最終処分施設の整備計画を示します。

施設数は現在同様 10 施設とし、そのうち 6 施設は施設の更新を予定します。

表 4.3-1 湘南東ブロック中間処理・最終処分施設計画（箇所）

項 目	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	湘南東 ブロック	整備計画予定の施設名称
焼却施設	2	1	0	3	
	2 (1)	1	0	3(1)	●藤沢焼却施設(仮称)
粗大ごみ 処理施設	1	1	0	2	
	0	1(1)	0	1(1)	●茅ヶ崎・寒川粗大ごみ処理施設 (仮称)
リサイクル センター	0	0	0	0	
	1(1※ ¹)	0	1(1※ ²)	2(2)	●藤沢リサイクルセンター(仮称) ●茅ヶ崎・寒川リサイクルセンター (仮称)
資源化施設	1	1	1	3	
	0	0	0	0	
バイオガス化 施設	0	0	0	0	
	1(1)	1(1)	0	2(2)	●藤沢バイオガス化施設(仮称) ●茅ヶ崎・寒川バイオガス化施設 (仮称)
最終処分場	1	1	0	2	
	1	1	0	2	
計	5	4	1	10	
	5(3)	4(2)	1(1)	10(6)	

注記 1 上段は、平成 18 年度末現在の施設数を示し、下段は長期目標年度の施設数を示します。
下段中の () 書きは、新たに整備予定の施設数です。

注記 2 ※ 1 : 藤沢リサイクルセンター(仮称)の中には粗大ごみ処理施設を含みます。

注記 3 ※ 2 : 茅ヶ崎・寒川リサイクルセンター(仮称)には粗大ごみ処理施設は含みません。

注記 4 今回計画で未定の灰溶融施設整備はこの表から除いています。

第1期地域計画事業として、平成19年度から平成23年度の5年間の事業期間で、循環型社会形成推進交付金制度を利用し、老朽化している資源化施設を建て替えるものとします。湘南東ブロック内に2箇所のリサイクルセンターを建設します。

藤沢市は資源化施設用地でスクラップアンドビルドにより藤沢リサイクルセンター（仮称）を整備し、老朽化した粗大ごみ処理施設と資源ごみ処理施設を廃止します。

茅ヶ崎市と寒川町は寒川町クリーンセンター用地で、寒川町焼却施設解体撤去後茅ヶ崎・寒川リサイクルセンター（仮称）を整備し、老朽化した茅ヶ崎市資源物選別処理施設と寒川町資源ごみ処理施設を廃止します。

この事業は施設規模等の調整を広域で検討しますが、施設建設、運営のための一部事務組合等は設立せず、施設用地を管理しているそれぞれの自治体が主体となって実施します。

第2期地域計画事業として、藤沢バイオガス化施設（仮称）、茅ヶ崎・寒川粗大ごみ処理施設（仮称）を整備します。この期間に茅ヶ崎市環境事業センターの焼却施設の大規模改修を計画します。

第3期地域計画事業として、藤沢焼却施設（仮称）、茅ヶ崎・寒川バイオガス化施設（仮称）を整備します。

新しい施設建設用地が入手困難な状況であるため、既存施設用地を利用することを前提として施設規模や配置を検討します。

なお、中間処理施設の大規模改修や建設等の整備スケジュールに関しては長期的な展望のもとで調整し、可能な限り湘南東ブロックでの広域処理が可能なように配慮します。ダイオキシン類の削減やエネルギーの有効利用、ごみ処理経費の削減につながるよう、広域での施設の有効利用を配慮していきます。

最終処分に関しては、現状のとおり、最終処分量を削減し、最終処分場への負荷が軽減できるようにします。そのため、現状で行っている外部委託による灰溶融スラグ化による資源化を継続します。焼却施設の大規模改修、更新時には灰溶融施設を整備する方法も視野に入れて方式を決定し、最終処分場負荷軽減型処理システムの構築をめざします。

(2) 中間処理・最終処分実施工程

中間処理・最終処分実施工程を表 4.3-2 に示します。

表 4.3-2 広域化で取り組む中間処理・最終処分実施工程

施策	内容	目標年度		
		短期	中期	長期
		H24	H29	H34
[ハード面]				
① 中間処理施設建設等ハード面の規模調整、整備スケジュール調整等	○中間処理施設整備に関する規模計画やスケジュール調整を広域で検討します。	○ (全期間を通じて調整)		
	○焼却施設は長期的に使用予定です。将来、大規模改修時にごみの減量化やバイオガス化施設の整備により、可燃ごみの処理量が減少すると予測され、その時点で詳細な規模の調整を行います。	○ (全期間を通じて調整)		
	○第1期地域計画事業 藤沢リサイクルセンター(仮称)と茅ヶ崎・寒川リサイクルセンター(仮称)を整備します。リサイクルセンターの建設場所は、藤沢市の資源化施設用地と寒川町クリーンセンター用地とします。施設規模や整備スケジュールの調整を行います。	○		
	○第2期地域計画事業 藤沢バイオガス化施設(仮称)と茅ヶ崎・寒川粗大ごみ処理施設(仮称)を整備します。建設場所は藤沢市北部環境事業所用地と茅ヶ崎市環境事業センター用地とします。施設規模や整備スケジュールの調整を行います。		○	
	○第3期地域計画事業 藤沢焼却施設(仮称)と茅ヶ崎・寒川バイオガス化施設(仮称)を整備します。建設場所は藤沢市石名坂環境事業所用地と茅ヶ崎市環境事業センター用地とします。施設規模や整備スケジュールの調整を行います。			○
○その他 灰溶融施設は焼却施設の大規模改修または更新計画時に整備するかどうかを決定します。			○	

5. 施設整備計画の概要

湘南東ブロックが今後整備予定の主要施設として、リサイクルセンター（粗大ごみ処理施設を含む）、バイオガス化施設、焼却施設があります。

本項では、これら主要施設の整備計画概要を示します。

5. 1 リサイクルセンター整備計画概要

(1) リサイクルセンターの受入対象物

リサイクルセンターの受入対象品目を次のとおりとします。

- ①紙類（新聞紙・広告類、本・雑誌、ざつ紙）
- ②ダンボール
- ③飲料用紙パック
- ④布類
- ⑤ペットボトル
- ⑥プラスチック製容器包装
- ⑦かん・金属類
- ⑧びん類（白色、茶色、その他）
- ⑨廃食用油
- ⑩不燃ごみ・大型ごみ（藤沢リサイクルセンター（仮称）では粗大ごみ処理施設の整備も併せて行い、不燃ごみ・大型ごみの処理も行います。茅ヶ崎・寒川リサイクルセンター（仮称）では不燃ごみ・大型ごみの処理は行いません。茅ヶ崎・寒川の場合は茅ヶ崎・寒川粗大ごみ処理施設（仮称）で処理する計画とします。）

(2) リサイクルセンターに関する施設整備の基本方針

リサイクルセンターの施設整備に関する基本方針は次のとおりです。

- ①リサイクルセンターは湘南東ブロック対応の施設として位置づけ、2市1町の既存施設用地の有効活用及び収集効率を配慮して施設整備を行います。施設建設に必要な面積を確保する関係から、藤沢リサイクルセンター（仮称）は、資源化施設用地とします。茅ヶ崎・寒川リサイクルセンター（仮称）は寒川町クリーンセンター用地とします。
- ②広域化事業として取り組み、整備は焼却処理施設の改修時期等と重複しないようにします。
- ③リサイクルセンターの規模は、処理施設の年間稼働日数、処理対象ごみの月変動係数を配慮して決定します。
- ④大型ごみ・不燃ごみの破碎選別処理施設の規模は、処理量が減少することを配慮します。平成18年度の循環型社会形成推進地域計画では、藤沢市の破碎選別施設のみ整備します。
- ⑤施設を2箇所に配置することにより、効率的な収集、運搬とリスク分散を確保します。
- ⑥リサイクルセンターの運営は、施設整備を行う自治体が施設整備時の実情に応じ、実現の可能性が高い事業形態を導入するものとします。

(3) 概略施設規模

リサイクルセンター受入品目ごとに2市1町の排出量のピーク年度が異なります。2市1町それぞれで整備するよりも、湘南東ブロック全体のピーク年で施設規模を計画することが、規模削減の効果が得られることを配慮して概略施設規模を計画します。

概略施設規模は、品目別の月変動係数が異なります。かさ比重の軽い廃プラスチック類等を計画対象としていることから、最大月の処理が可能なように、月変動係数を配慮します。また、年間の稼働停止は、土曜、日曜、定期補修、年末年始の合計120日とし、稼働率を0.67(=(365-120)日/365日)とします。以下の式で求めた概略施設規模を表5.1-1に示します。

$$\text{概略施設規模} = \text{湘南東ブロックのピーク年排出量 (t/日)} \times \text{月変動係数} \div \text{稼働率}$$

表 5.1-1 リサイクルセンターの概略施設規模

区 分	概略施設規模 (t/日)	稼働開始予定
藤沢リサイクルセンター (仮称)	142	平成 25 年度
茅ヶ崎・寒川リサイクルセンター (仮称)	46.5	平成 24 年度
茅ヶ崎・寒川粗大ごみ処理施設 (仮称)	40	平成 27 年度

第1期地域計画事業で計画する藤沢リサイクルセンター(仮称)の概略施設整備規模は142t/日、茅ヶ崎・寒川リサイクルセンター(仮称)の概略施設整備規模は茅ヶ崎市の36.0tと寒川町の10.5tを合計した46.5t/日です。湘南東ブロック全体での概略施設規模は188.5t/日です。

第2次地域計画事業で計画する茅ヶ崎・寒川粗大ごみ処理施設(仮称)の概略施設整備規模は、茅ヶ崎市31.5t、寒川町8.5tの合計40.0t/日です。

なお、施設規模については施設整備段階で再検証するものとします。

5. 2 バイオガス化施設整備計画概要

(1) バイオガス化施設の受入対象物

バイオガス化施設の受入対象物を次のとおりとします。なお、建設用地が広く確保できないことから、家庭系ごみの排出段階で分別するものとし、受入後の不適物選別は最小規模となるよう配慮します。

[収集家庭系ごみに限る]

- ① 厨芥類
- ② 紙類（資源紙類以外の紙おむつ含む、湿気を帯びた紙類）
- ③ 草葉類

(2) バイオガス化施設に関する施設整備の基本方針

バイオガス化施設整備に関する基本方針は次のとおりです。

- ① バイオガス化施設は湘南東ブロック対応の施設として位置づけ、2市1町の既存施設用地の有効活用及び収集効率を配慮して施設整備を行います。
- ② 広域化事業として取り組み、整備は焼却処理施設の改修時期等と重複しないようにします。
- ③ 技術動向を踏まえて、導入する形式を決定します。
- ④ バイオガス化施設の規模は、処理施設の年間稼働日数を280日、調整稼働率を0.96とし、計画期間中の最大排出量年度で決定します。
- ⑤ バイオガス化施設の運営は、施設整備を行う自治体が施設整備時の実情に応じ、実現の可能性が高い事業形態を導入するものとします。

(3) 概略施設規模

バイオガス化施設の施設規模は、受入品目の量により決定します。本計画は、受入品目を家庭系ごみの中の厨芥類、紙類（資源紙類以外の紙おむつ含む、湿気を帯びた紙類）、草葉類とし、住民の方々の協力により可燃ごみ中に混入する受入品目の60%が分別されるものとし、概略施設規模は年間稼働日数を280日、調整稼働率0.96として求めます。以下の式で求めた概略施設規模を表5.2-1に示します。

$$\text{概略施設規模} = \text{受入量 (t/日)} \div (280 \text{ 日} \div 365 \text{ 日}) \div 0.96$$

表 5.2-1 バイオガス化施設の概略施設規模

区 分	概略施設規模 (t/日)	稼働開始予定
藤沢バイオガス化施設 (仮称)	105	平成 29 年度
茅ヶ崎・寒川バイオガス化施設 (仮称)	105	平成 34 年度

5. 3 焼却施設整備計画概要

(1) 焼却施設の受入対象物

焼却施設は現在3施設が稼働中です。受入対象物は次のとおりです。

[家庭系ごみ、事業系ごみ]

- ①可燃ごみ
 - ②リサイクルセンター、粗大ごみ処理施設から選別後排出される可燃残渣
- #### (2) 焼却施設に関する施設整備の基本方針

焼却施設に関する施設整備の基本方針は次のとおりです。

- ①現在稼働中の3焼却処理施設は、ごみ処理広域化対応施設として位置づけます。
- ②計画期間内に改修又は更新の時期が到来しますが、それぞれの改修等の時期を調整し、湘南東ブロック内における焼却処理能力の低下を防ぎます。
- ③各施設大規模改修時には、灰溶融施設の設置やガス化溶融炉等の導入を検討します。
- ④将来施設の事業主体については、(a)一部事務組合方式(b)広域連合方式(c)第三セクター方式(d)事務委託方式(e)PFI方式の5方式が考えられますが、現状の事務処理の延長での(d)事務委託方式によることを基本方針とします。

(3) 概略施設規模

焼却施設の概略施設規模は年間稼働日数を280日、調整稼働率0.96として求めます。

以下の式で求めた概略施設規模を表5.3-1に示します。

$$\text{概略施設規模} = \text{受入量}(\text{t/日}) \div (280 \text{日} \div 365 \text{日}) \div 0.96$$

表 5.3-1 焼却施設の概略施設規模

区 分	概略施設規模(t/日)	稼働開始予定
藤沢焼却施設(仮称)	110×1炉	平成34年度

(4) 焼却施設整備に当たっての配慮事項

焼却施設の整備にあたっては、次の事項を配慮して検討を進めるものとします。

①ごみ処理対象のごみ質が変化すること

リサイクルの進展に伴い、可燃ごみのごみ質が現状よりも生ごみが占める割合が多い状態へ移行します。また、バイオガス化施設整備後は生ごみが引き抜かれること、バイオガス発酵槽からの残渣が脱水された状態で再び処理対象として加わることなどを配慮して、改造又は更新に当たってごみ処理施設の処理能力を計画することとします。

②焼却残渣の取扱を検討すること

焼却残渣は基本的に最終処分場負荷軽減型の処理システム実現をめざすため、既存施設の建て替え時期には湘南東ブロックで対応可能な灰溶融施設を整備するか、現状と同様に外部への有効利用を目的とした溶融スラグ化等の委託処理を継続するかを詳細検討します。

その結果を踏まえて、現有の焼却施設の大規模改修工事の内容を定めます。

(5) 灰溶融施設を導入するとした場合の配慮事項

湘南東ブロックで最終処分場負荷軽減型の処理システムの実現を図るためには、現状で行っているように焼却残渣を外部委託により溶融スラグ化・有効利用していくか、湘南東ブロックで灰溶融施設を整備して、溶融スラグ化・有効利用できる独自サイクルを確立するかどちらかを採用していく必要があります。

焼却残渣を外部委託する場合と湘南東ブロックで灰溶融施設を整備して処理する場合の配慮事項とメリット、デメリット及びライフサイクルコスト (LCC) の比較を整理し、表 5.3-2 に示しました。

表 5.3-2 最終処分場負荷軽減方式の比較

	焼却残渣の溶融スラグ化・有効利用による	
	外部委託の場合	湘南東ブロックで処理する場合
用地の確保	○	△
	不用	必要 既存施設用地の利用 ①藤沢市北部環境事業所 スペース確保困難 ②藤沢市石名坂環境事業所 3 炉のうち 2 炉スペースを利用して施設更新予定であり、このスペースを利用 ③茅ヶ崎市環境事業センター スペース確保困難
スラグの有効利用	○	△
	現状は徐冷方式で、全量が有効利用されている。	単独で灰溶融施設を整備する用地が確保できれば徐冷方式の採用も可能であるが、用地確保困難。 石名坂の施設更新の場合はガス化溶融炉の採用の可能性はあるが、その場合水砕方式が多い。事例では全量利用は少ない。その理由に次の 3 つの要件を満たしていない可能性がある。 ①安定で安心な品質を確保すること ②必要に応じて供給できる量の貯留及び体制整備がなされていること ③リサイクルのルートが確保されていること
LCC 比較(15 年間) ^{注)}	△	△
	41.53 億円	32.82～66.62 億円

凡例 ○：優れている △：優れているとはいえない

注記 : LCC 比較(製品や構造物などの費用を製造～使用～廃棄の段階をトータルとしての比較)は施設整備規模 150t/日、年間 280 日稼働の焼却炉と灰溶融施設整備規模 22t/日の施設を整備した場合と、外部委託による灰処理を行った場合の比較です。

①用地の確保

まず、用地の確保を考慮した場合、既存施設用地での建設スペース確保は容易でなく、外部委託のほうが現実的と見られます。

②スラグの有効利用

スラグの有効利用という面から見れば、外部委託の場合全量が有効利用されています。徐冷方式による溶融スラグとして、有効利用先も確保されています。

一方、湘南東ブロック内で焼却施設とは別に灰溶融施設を整備する場合、徐冷方式の採用も可能と想定されますが、既存の焼却施設用地内に既存施設を運転しながらその建設スペースを確保することは容易ではありません。藤沢市の場合、北部環境事業所は藤沢バイオガス化施設（仮称）を整備予定であり、灰溶融施設を整備するスペースを確保することは困難です。石名坂環境事業所は既設焼却炉が3炉あり、このうちの2炉スペースを利用して1炉の施設更新を計画しています。この施設更新の時に、ガス化溶融炉の採用又は灰溶融施設の併設が検討されると想定されます。

茅ヶ崎市環境事業センターには既設焼却炉が3炉あります。また、以前の焼却施設棟も残っています。茅ヶ崎市環境事業センターでは今後、茅ヶ崎・寒川粗大ごみ処理施設（仮称）の整備、既存焼却施設の大規模改修、茅ヶ崎・寒川バイオガス化施設（仮称）の整備予定であり、用地のスペースは余裕がない状況です。このように、既存施設用地で湘南東ブロック全体の焼却残渣を溶融スラグ化して有効利用するための施設整備用のスペースを確保することは容易ではありません。

また、石名坂環境事業所の施設更新時期に仮にガス化溶融炉を検討する場合、次のような理由で全量が有効利用されず、最終処分場への負荷を軽減できない恐れもあります。現在、ガス化溶融炉の溶融スラグは水砕方式が多く採用されており、全量が有効利用される事例が少ない状況です。その理由に、溶融スラグを利用する場合の要件としてあげられる、安定で安心な品質を確保すること、必要に応じて供給できる量の貯留及び体制整備がなされていること、リサイクルのルートが確保されていることなどのいずれかの要件が整っていないものと想定されます。

平成18年7月の「一般廃棄物、下水道汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材（JISA5031）」、「一般廃棄物、下水道汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ（JISA5032）」のJIS規格化により、有効利用される場合の条件が整いました。これら条件を整え、資源として有効活用していくには上述のような資材としてのストックや供給体制が求められることも十分配慮していく必要があります。

③ライフサイクルコスト(LCC)の比較

焼却残渣の溶融スラグ化・有効利用を現状と同様に外部委託する場合と、湘南東ブロックで処理する場合のライフサイクルコストを試算しました。本計画では、焼却施設規模150t/日、灰溶融施設規模22t/日を想定し、灰溶融施設の建設費と維持管理費15年間のライフサイクルコストを比較しました。

外部委託の場合は委託費が継続します。灰溶融施設を建設する場合、既存資料から見ると、建設場所の条件と、維持管理における補修費に大きな経費差が見られ、現状では明確な差が結論されません。

計画期間内に新たに施設整備が予定されているのは石名坂環境事業所です。施設更新時期は平成29年度以降となります。それまでに、全国のガス化溶融炉からのスラグの利用状況や技術の進展、制度の整備なども先進事例を含めて再度湘南東ブロックでの灰溶融スラグ化施設を整備するかどうかを決定するものとします。

5.4 施設の配置及び整備スケジュール等

将来施設の配置計画を図 5.4-1 に、その整備スケジュールを表 5.4-1 に示すとともに図 5.4-2 に将来ごみ処理フローを示します。

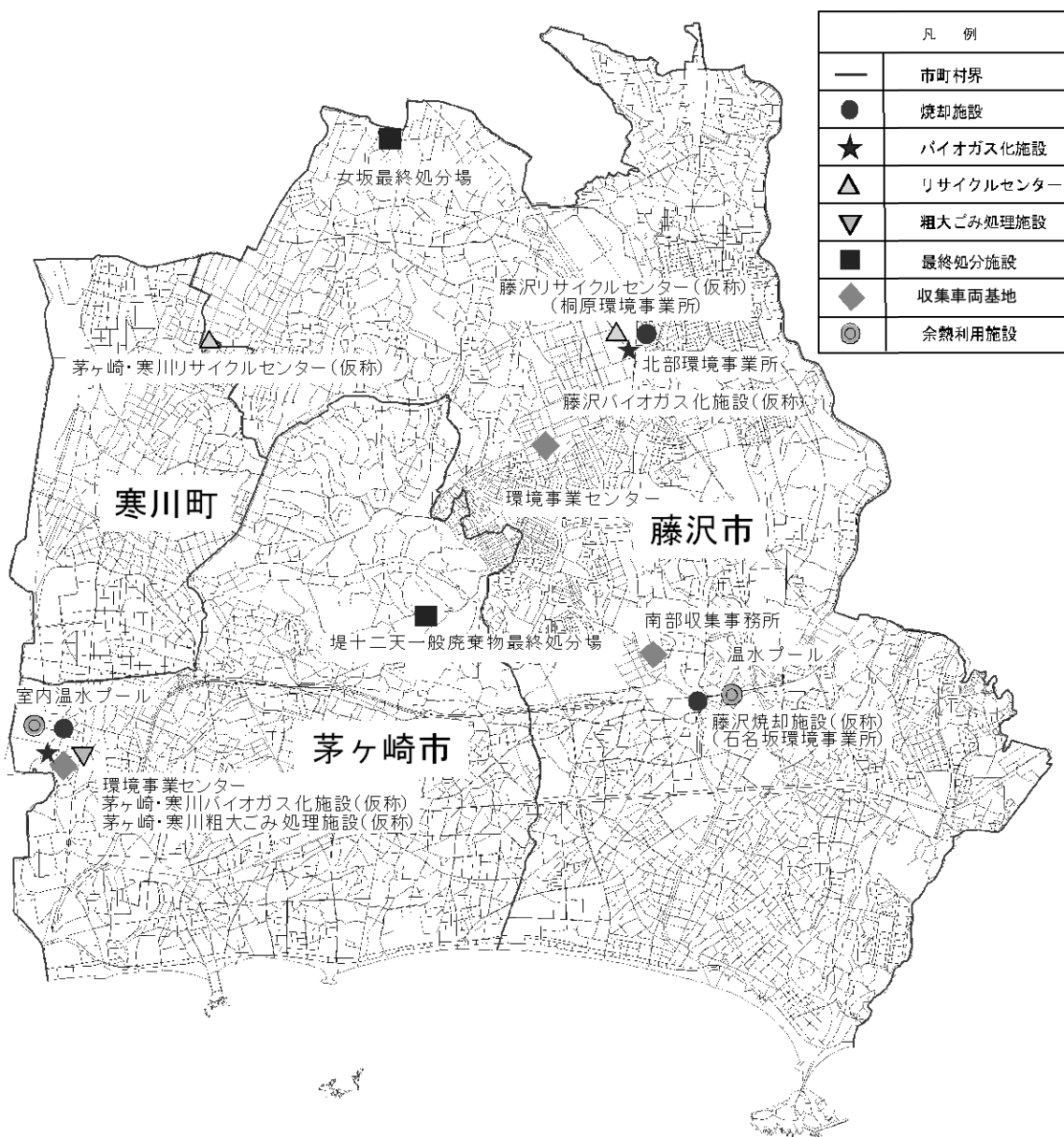


図 5.4-1 湘南東ブロックの将来ごみ処理施設配置計画

表 5.4-1 施設整備スケジュール

構成市町	施設整備場所	西 暦		2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	
		平成	年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
		施設名称	計画作成期間										H17-19		H24		H29		H34					
			短期目標年度										中期目標年度		長期目標年度									
藤沢市	北部環境事業所	焼却施設(1号炉) S47.5竣工 (150t/24h)																						
		焼却施設(新1号炉) H193竣工 (150t/24h) 年間45,000t処理																						
		北部2号炉 S49.10竣工 (150t/24h)																						
		大規模改修 H14-H15																						
		粗大ごみ処理施設 S62.9竣工 (30t/5h)																						
	藤沢バイオガス化施設(仮称)																							
	石名坂環境事業所	焼却処理施設S59.3竣工 (130t/24h*3炉) 大規模改修H9.9-H12.3																						
	前処理(粗大ごみ処理)施設 S59.3竣工 (25t/5h)																							
	桐原環境事業所	粗大ごみ処理施設 S54.3竣工 (50t/5h→90t/6h(H18から))																						
	資源化施設 びん H.5.2竣工(16~18t/5h) かん H4.4竣工(12t/5h) ペットボトル H11.3竣工(4.1t/5h)																							
藤沢リサイクルセンター(仮称) (粗大ごみ処理施設含む)																								
女坂最終処分場	H9.3竣工 (200,000m3)																							
茅ヶ崎市	環境事業センター	焼却処理施設 H7.9竣工 (120t/24h*3炉)																						
		茅ヶ崎・寒川バイオガス化 施設(仮称)																						
		粗大ごみ処理施設 S52.8竣工 (50t/5h)																						
	茅ヶ崎・寒川粗大ごみ 処理施設(仮称)																							
	資源物選別施設	資源化施設 H5.2 (20t/5h)																						
堤十二天一般 廃棄物最終処分場	H16.3竣工 186,000m3																							
寒川町	クリーンセンター	資源化施設 S59.3 (5t/5h)																						
		茅ヶ崎・寒川リサイクル センター(仮称)																						
湘南東ブロック	(循環型社会形成推進地域計画)	灰溶融施設																						

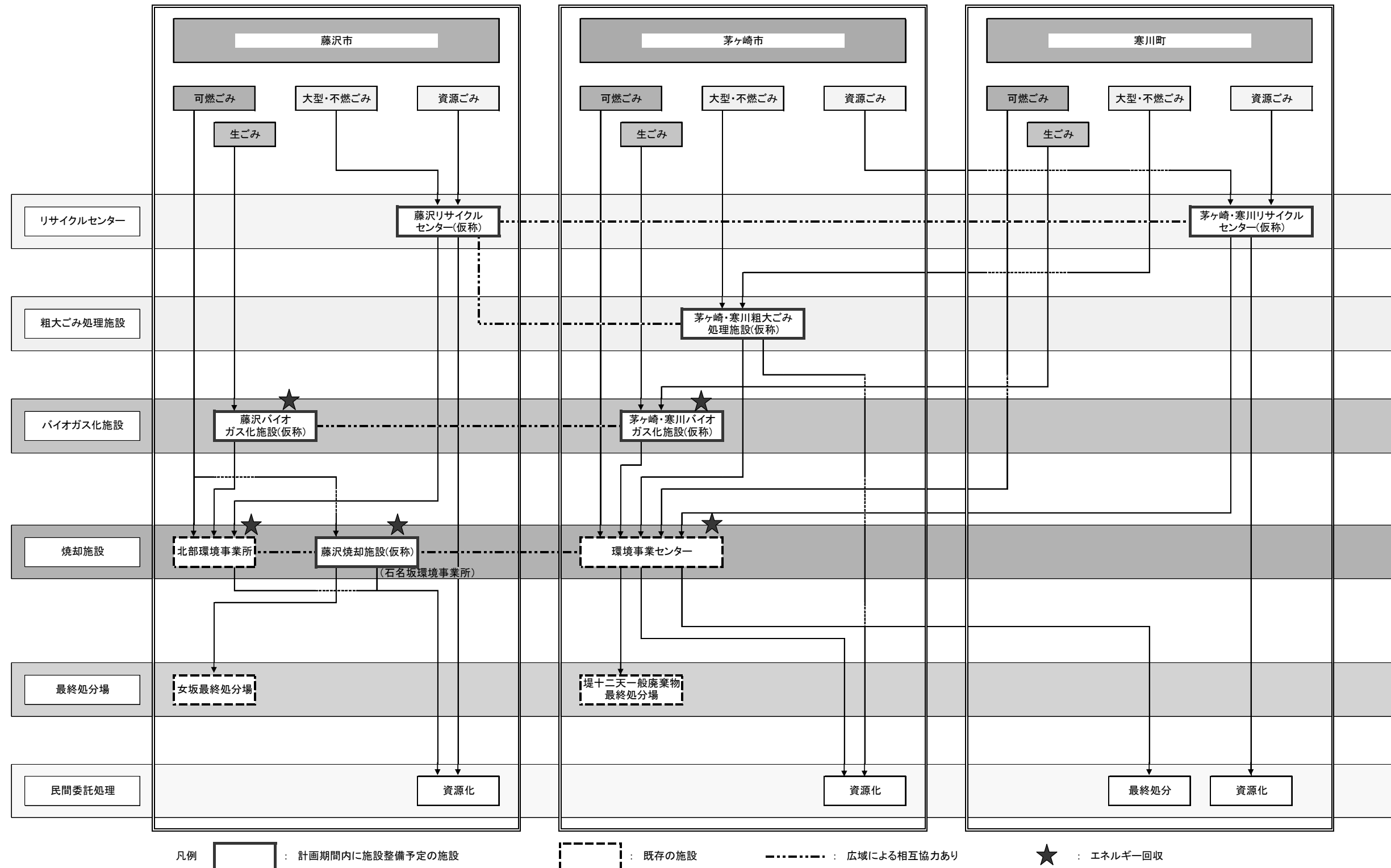
注記1 藤沢市 藤沢市の最終処分残余年数はH18.9時点での最終処分場残容量が136,524m³であり、最終覆土量約32,000m³を除き、年間約3,600m³の埋立量を見込んで計算すると、(136,524m³-32,000m³)÷(3,600m³/年)=29年となる。

注記2 茅ヶ崎市 茅ヶ崎市は、H17年度の最終処分量が年間9,709tであり、今後灰のスラグ化有効利用を進め平成22年度以降約5,800tから5,100t程度まで減量化するとして計算すると、最終覆土約30,000m³を差し引いて(168,372m³-30,000m³)÷(平均5,500+覆土5,500×1/3)=18.9年となる。

注記3 寒川町 寒川町は自己の最終処分場を有していないため埋立物を外部委託処理する。

凡例
 施設名称 : 広域化実施計画期間中の整備計画施設
 施設稼働期間
 交付金対象事業期間
 交付金対象施設整備期間
 平成16年度までの国庫補助事業期間
 単独改修工事期間

図 5.4-2 湘南東ブロックの広域化による将来ごみ処理フロー
 (「リサイクル推進型+バイオガス利用(残渣焼却)・最終処分場負荷軽減型ごみ処理システム」)



注記1 石名坂環境事業所での施設更新時に可燃性粗大ごみ処理施設を藤沢焼却施設(仮称)の前処理施設として整備予定です。
 注記2 発生する焼却残渣は現状では最終処分場負荷軽減のため民間委託による溶融スラグ化を行っています。将来既存施設の大規模改修または更新計画の段階で、湘南東ブロックで灰溶融施設を整備するかどうかを決定します。

6. ごみ処理経費縮減の概要

6. 1 ごみ処理経費の縮減について

市民へのサービスを確保しながら、一般廃棄物処理事業に係る経費を縮減し、社会経済的に効率的な事業となるよう努めることは非常に大切です。本計画では、ハード面、事業経営面の2つの観点からごみ処理経費の縮減を図ります。ハード面では、「循環型社会形成推進地域計画」による施設整備を行い、交付金を活用することにより施設整備事業費の削減を図ります。事業経営面では、環境省が示す一般廃棄物会計基準を導入し、政策の評価と施策への反映を継続し、ごみ処理原価の低減に資することを骨子として、ごみ処理経費の縮減を図ります。

6. 2 ごみ処理施設整備経費の縮減

湘南東ブロックは、ハード面で、2市1町で循環型社会形成推進交付金制度を活用して、効率的な施設整備を計画します。循環型社会形成推進地域計画を共同で作成し、循環型社会形成推進交付金を受けて、施設整備を行なうものとします。

(1) 広域で取組むことによる施設規模の縮減による経費縮減

平成18年度に、湘南東ブロックである2市1町が計画策定者となって、循環型社会形成推進地域計画を策定し、平成19年度から6ヵ年の期間で循環型社会形成推進交付金を活用してリサイクルセンターを2箇所整備する事業を開始しました。

広域で取組むことによって、構成市町それぞれの処理量のピークに併せて施設整備するのではなく、広域全体の処理量ピークに併せて施設規模を決定し、2施設の有効利用を行うものとします。このことにより、施設の整備規模を約1.0t縮減でき、建設単価を最近の落札状況から推定しますと、約4,000万円の経費縮減となります。

(2) 循環型社会形成推進交付金の活用による経費縮減

広域で取組むことによるメリットの多い施設整備は、2市1町で循環型社会形成推進地域計画を策定し、循環型社会形成推進交付金を活用するものとします。

交付金を得て施設整備する予定の施設を表6.2-1に示します。併せて、施設整備の実勢単価を記載し、交付金の額を施設整備費の約90%が交付対象事業費であると仮定し、基本的にその額の1/3が交付金の額であるとして、試算した交付金の額を示します。

表 6.2-1 広域で計画し、交付金を得て整備する施設及び交付金額

施設名称	概略施設規模 (t/日)	概略単価 (千円/t)	建設費概算額 (千円)	交付金概算額 ^{※1} (千円)
藤沢リサイクルセンター(仮称)	142	43,000	6,106,000	1,831,800
茅ヶ崎・寒川リサイクルセンター(仮称)	46.5	37,000	1,720,500	516,150
茅ヶ崎・寒川粗大ごみ処理施設(仮称)	40	43,000	1,720,000	516,000
藤沢バイオガス化施設(仮称)	105	50,000	5,250,000	1,575,000
茅ヶ崎・寒川バイオガス化施設(仮称)	105	50,000	5,250,000	1,575,000
藤沢焼却施設(仮称)	110	33,000	3,630,000	1,089,000
計			23,676,500	7,102,950

※1 交付金概算額=概略施設規模(t/日)×概略単価(千円/t)×交付金対象事業費割合0.9×交付金額割合(1/3)

湘南東ブロックで計画した施設を全て整備するとして試算される建設費概算額は237億円です。そのうち、交付金総額は約71億円です。この交付金は、広域で施設整備を取組むことにより得られるものであり、その額は自己資金でまかなう経費を縮減することになります。

6.3 事業経営面の検討による経費縮減

事業経営面では、国が示す一般廃棄物会計基準を導入し、ごみ処理事業に係るコストの分析及び情報の共有化を行い、分析の結果を様々な角度から検討すること等により、ごみ処理事業の経費面の評価を行うとともにごみ処理経費の縮減、施策の改善につなげます。

7. 計画の推進方策

7. 1 事業主体

広域で取り組む対象事業に関する事業主体は、取り組む事業に応じて決定します。

ソフト事業を広域化する場合、湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議で内容を協議します。ハード事業を広域で取り組む場合、湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議でスケジュール調整、施設計画等の計画調整を行うものとし、事業主体については事業ごとに検討することとします。

7. 2 役割分担

湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画を推進するために、湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議の役割は今後も重要です。さらに、2市1町の役割も重要です。湘南東ブロックが広域として取り組む対象事業と、その推進のために2市1町が取り組む役割及び広域化のメリットを表7.2-1に示しました。

表 7.2-1 広域対象事業推進のために2市1町が果たす役割

広域対象事業	2市1町が果たす役割	広域のメリット
[ソフト面（ソフト事業）]		
①経済的助成措置制度や経済的負担措置制度の継続、緩やかな統一②各種リサイクル法の推進、定着化③分別品目及び収集回数等の統一④事業系ごみの資源化促進のための啓発・指導の統一⑤処理できないものの品目の統一	基本的には、各市町の責任において施策実行します。施策承認のための関係者（住民、事業者、ごみ減量推進等審議会、議会等意思決定機関等）への説明責任を果たします。	湘南東ブロックの特徴を反映した広域での「循環型社会」を形成推進していくという意識醸成が期待され、各種施策に対する合意形成と協働意識の高揚が期待されます。
[ハード面（ハード事業）]		
①収集車両を広域化処理推進の意識付けのための広報媒体として積極活用②第1期～第3期地域計画事業によって、6箇所の施設整備を実施③大規模補修等を含めた施設整備面でのスケジュール調整、規模調整等の考え方を調整	湘南東ブロックで調整されたハード事業に関する基本的な考え方を、関係者に的確に伝える説明責任を果たします。また、施設整備等を行う場合、建設予定地周辺住民の合意形成を行う責任を果たします。	2市1町が協力して、施設整備等の効率的な事業検討を行い、事業実施にまで繋げて行きます。このことにより、ハード事業を広域の連携強化として捉えて実施でき、広域ブロックでの適正処理及び相互利用等が確保されます。施設整備を広域で実施することにより、約71億円の交付金を活用でき、経費節減につながります。
[事業経営面（運営事業）]		
①一般廃棄物会計基準の導入による原価計算方式の統一 ②評価及び施策への反映	基本的には、各市町の責任において施策実行します。施策承認のための関係者への説明責任を果たします。	広域で取り組むため、湘南東ブロック全体がより良い事業経営をめざした清掃事業が展開できます。各部門の経費を検討でき、経費節減にもつながります。

7. 3 費用負担の方法

湘南東ブロックにおけるごみ処理施設は、圏域内の適正規模や建設予定地検討の結果、藤沢区域と茅ヶ崎・寒川区域の2区域での整備となります。

そのため、茅ヶ崎市と寒川町は共同で施設の整備事業や維持管理を行うこととなり、その費用負担についての協議が必要になります。両市町では、すでに、寒川町が可燃ごみの焼却処理を茅ヶ崎市に事務委託している実績があるため、事務委託方式により公平性が確保された費用負担の方法について検討するものとします。

また、焼却炉の大規模改修時や災害時等における圏域内での相互受け入れに関する費用負担の方法についても検討するものとします。

基本的な考え方としては、対象経費を「施設建設費及び建設関連経費」「施設の运营管理費」「施設の増改築費」に区分し、各々の負担割合を人口や処理量等を基に算出するものとします。

7. 4 計画の進行管理及び見直し等

湘南東ブロックにおける循環型社会の実現のために、広域化実施計画で定める各種事業の実現に向けて計画の進行管理を行うものとします。

広域化対象事業を推進するために、環境マネジメントシステムで行うPDCA（plan（計画する）→do（実施する）→check（点検する）→act（是正・見直しする））サイクルを活用して、毎年、事業の進行管理を行うものとします。また、進捗状況については、定期的に公開（情報提供）いたします。

本計画は、広域で取り組む3R推進目標及び事業項目及びスケジュールを示しています。これら計画の実現に向けて、2市1町の十分な協議の基で詳細な内容を検討し、合意して実施していくことが基本となります。住民合意形成の過程や、財源確保の状況、また、社会情勢、さらには技術革新などを適宜反映して、湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議で計画を見直しするものとします。

関 係 資 料

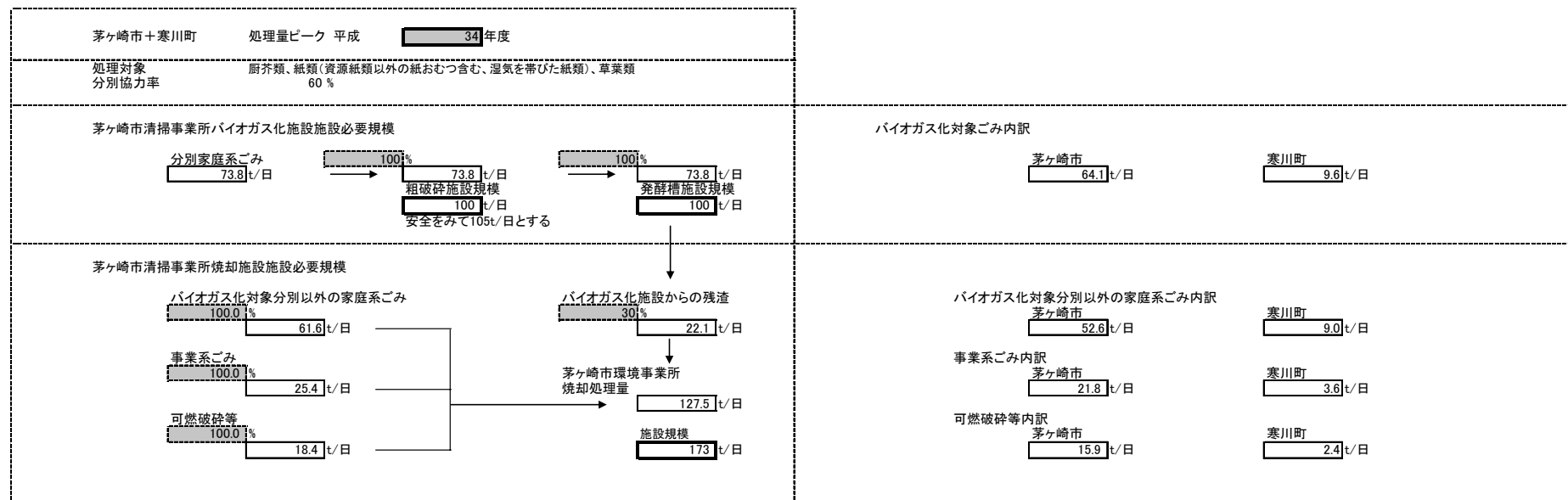
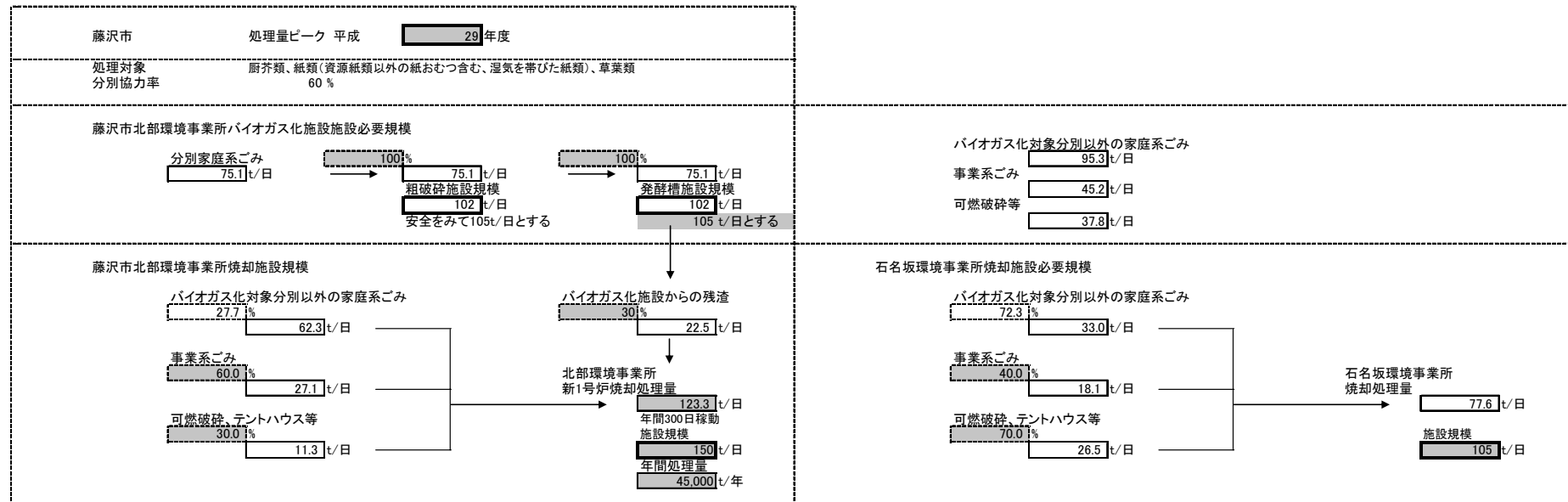
湘南東ブロック全体のごみ処理量予測 ①～③
湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議規約

湘南東ブロック全体のごみ処理量予測②

		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
79	バイオガス化ケース1 処理量のまとめ(日)																								
80	処理対象可燃ごみ量(破碎後可燃ごみ含まず)	日	472.3	475.7	474.8	473.9	469.1	464.2	454.7	435.2	415.7	409.9	403.6	397.6	387.0	380.1	377.8	375.8	374.7	371.0	371.4	371.6	371.9	370.6	375.5
81	処理対象不燃ごみ量(破碎等処理前の量)	日	91.9	83.9	80.2	79.8	77.8	76.5	74.6	72.6	72.0	72.1	72.1	72.1	71.5	71.2	71.3	71.4	71.5	71.5	71.8	72.0	72.3	72.4	72.5
82	不燃ごみ	日	65.7	61.9	58.6	58.3	55.0	54.8	52.9	51.6	51.2	51.2	51.1	51.1	50.5	50.2	50.2	50.3	50.3	50.3	50.5	50.7	50.9	50.9	51.0
83	大型ごみ	日	26.2	22.0	21.6	21.5	22.8	21.7	21.7	21.0	20.8	20.9	20.9	21.0	21.0	21.0	21.0	21.1	21.2	21.2	21.3	21.4	21.4	21.5	21.5
84	(乾電池:資源扱い)	日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
85	焼却処理(バイオガス化残渣含む)	日	542.6	543.8	536.8	536.9	531.9	526.1	514.7	493.5	472.9	467.0	460.7	454.8	443.0	435.8	433.6	431.6	430.6	374.3	375.0	375.5	376.1	375.1	328.7
86	資源化処理	日	123.5	121.8	128.5	136.3	137.4	143.0	156.4	170.2	170.9	172.5	173.9	174.8	184.8	190.7	191.6	192.4	192.9	191.3	191.3	191.2	191.2	190.5	185.2
87	搬入資源量	日	103.3	105.2	112.8	119.9	121.2	127.6	141.9	157.2	157.8	159.5	161.1	162.0	171.5	177.5	178.4	179.2	179.7	180.0	179.9	179.8	179.7	179.0	172.9
88	資源化量(資源回収量)	日	101.9	103.5	110.6	117.6	119.1	125.4	139.7	155.0	156.4	158.1	159.6	160.5	170.7	176.6	177.5	178.4	178.8	179.1	179.0	178.9	178.8	178.2	172.8
89	(1)新聞、チラシ	日	29.9	29.6	29.8	29.9	29.8	30.6	23.9	25.3	25.5	26.0	26.4	26.7	27.1	27.4	27.7	28.0	28.3	28.5	28.5	28.5	28.5	28.4	28.3
90	(2)雑誌	日	20.8	21.5	21.9	22.6	22.8	24.0	41.0	47.8	47.7	48.1	48.5	48.8	49.0	49.3	49.5	49.7	49.8	49.9	49.8	49.8	49.8	49.6	49.4
91	(3)ざつ紙	日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
92	(4)ダンボール	日	14.6	15.3	15.9	16.6	16.5	17.0	17.6	18.1	18.1	18.2	18.3	18.4	18.5	18.6	18.7	18.7	18.7	18.8	18.7	18.7	18.7	18.7	18.6
93	(5)バック類	日	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.5	0.9	1.2	1.3	1.4	1.5	1.5	1.6	1.7	1.7	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9
94	(6)布類	日	8.0	7.9	8.0	7.9	7.9	8.4	8.6	9.0	8.8	8.9	9.0	9.1	9.7	9.8	9.9	10.0	10.0	10.1	10.1	10.1	10.1	10.0	10.2
95	(7)ペットボトル	日	3.6	4.0	4.4	4.7	4.8	5.1	5.3	5.4	5.4	5.5	5.6	5.7	5.8	5.8	5.9	6.0	6.0	6.1	6.1	6.1	6.1	6.2	6.3
96	(8)その他プラ	日	0.0	0.9	7.0	12.6	14.6	18.3	20.0	21.5	21.8	22.0	22.2	22.3	27.1	30.0	30.1	30.2	30.2	30.2	30.2	30.2	30.3	30.2	30.2
97	(9)食用油	日	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
98	(10)枝葉	日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3	3.3	3.3	3.4	3.4	6.9	9.0	9.0	9.0	9.0	8.9	8.9	8.9	9.0	8.9	3.4
99	(11)缶及び金属	日	14.4	14.0	13.1	12.8	12.3	11.8	8.2	8.9	9.3	9.5	9.6	9.7	9.8	9.9	10.0	10.1	10.2	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.6
100	(12)びん類	日	10.3	10.1	10.0	10.0	9.9	9.6	14.1	14.0	14.7	14.6	14.6	14.5	14.4	14.4	14.3	14.2	14.1	13.9	13.8	13.6	13.5	13.3	13.3
101	資源残渣	日	1.4	1.7	2.2	2.3	2.0	2.2	2.3	2.2	1.4	1.5	1.5	1.5	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
102	その他資源化量(資源回収量)	日	20.8	17.9	17.4	18.3	17.9	17.2	16.2	14.8	14.2	14.1	13.9	13.8	13.7	13.6	13.6	13.6	13.6	11.8	11.8	11.9	11.9	11.9	11.9
103	藤沢市	日	16.9	14.8	14.3	15.1	14.6	14.1	13.0	11.6	10.9	10.8	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.8	10.8	8.9	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0
104	茅ヶ崎市	日	3.9	3.0	3.1	3.2	3.2	3.1	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.1	3.0	2.9	2.9	2.9	2.9	2.8	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9
105	寒川町	日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
106	灰溶融量	日	18.4	20.9	21.6	20.1	30.8	33.0	31.5	31.8	32.4	32.7	33.6	34.7	35.5	35.8	36.2	36.6	37.1	33.5	33.6	33.7	33.6	33.7	31.5
107	埋立て/最終処分	日	60.4	55.3	53.0	54.1	45.1	41.3	39.8	38.3	35.6	34.7	33.1	31.3	28.7	27.5	26.8	26.1	25.4	23.8	23.8	23.8	23.9	23.8	19.1
108	藤沢市	日	26.6	23.4	22.2	19.4	11.7	8.1	7.9	6.9	5.1	5.1	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	4.0	4.0	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1
109	茅ヶ崎市	日	29.0	25.9	24.1	27.1	25.7	26.6	25.4	25.3	24.6	23.7	22.1	20.5	18.0	16.7	16.0	15.3	14.6	13.9	13.9	13.9	14.0	13.9	10.2
110	寒川町	日	4.8	6.0	6.8	7.6	7.7	6.5	6.4	6.1	6.0	5.9	5.9	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	4.8
111	年間日数	日	365	365	365	366	365	365	366	365	366	365	366	365	366	365	366	366	365	365	366	365	365	365	365
112	年間発生量	日	266,945.6	267,302.2	269,909.4	273,931.7	273,082.2	272,857.4	281,645.4	284,236.5	285,487.4	287,592.2	289,697.5	291,749.1	292,347.9	293,699.0	295,078.1	297,187.4	297,175.2	297,756.0	298,500.8	300,020.6	299,930.0	300,014.0	300,097.8
113	年間排出量	日	243,976.7	242,542.8	244,093.2	247,519.6	244,496.6	244,379.1	245,074.8	243,434.9	235,677.3	234,184.5	232,466.8	231,262.2	230,023.9	229,549.0	229,105.9	229,328.6	228,476.4	227,266.4	227,466.9	228,229.3	227,780.9	227,116.4	226,704.4
114	家庭系排出量	日	197,479.4	195,608.9	195,174.6	197,639.7	194,454.3	194,945.3	197,413.4	197,868.5	196,925.9	197,756.0	198,342.0	197,969.6	198,117.7	198,243.8	198,791.2	197,838.4	197,335.5	197,352.2	197,852.3	197,314.1	196,735.4	196,156.7	
115	可燃ごみ量	日	159,672.4	159,982.9	158,641.4	159,291.3	156,484.0	156,742.1	158,969.1	159,159.9	157,561.1	157,857.5	158,441.5	158,830.3	158,445.7	158,475.5	158,485.2	158,809.0	157,952.2	157,475.3	157,433.8	157,767.7	157,283.6	156,765.1	156,246.6
116	不燃ごみ量	日	37,807.1	35,626.0	36,533.1	38,348.4	37,970.2	38,203.2	38,444.2	38,708.6	38,828.7	39,068.4	39,314.5	39,511.7	39,523.9	39,642.2	39,758.6	39,982.2	39,886.2	39,860.2	39,918.4	40,084.7	40,030.5	39,970.3	39,910.1
117	事業系排出量	日	46,497.2	46,934.0	48,918.6	49,879.9	50,042.3	49,433.8	47,661.4	45,566.4	39,287.5	37,258.6	34,710.8	32,920.2	32,054.3	31,431.3	30,862.1	30,537.4	30,638.0	29,930.9	30,114.6	30,377.0	30,466.8	30,381.0	30,547.7
118	可燃ごみ量	日	40,710.3	41,675.9	43,802.8	44,571.6	44,705.9	44,406.0	42,620.3	40,812.1	34,873.6	32,973.9	30,560.6	28,787.6	27,962.7	27,357.5	26,806.8	26,492.4	26,584.2	25,859.3	26,018.0	26,246.0	26,322.0	26,213.2	26,356.9
119	不燃ごみ量	日	5,787.0	5,258.1	5,115.8	5,308.3	5,336.4	5,027.8	5,041.1	4,754.3	4,414.0	4,284.7	4,150.2	4,132.6	4,091.7	4,073.8	4,055.3	4,045.0	4,053.8	4,071.6	4,096.7	4,131.0	4,144.8	4,167.8	4,190.8
120	処理量のまとめ(日)																								
121	処理対象可燃ごみ量(破碎後可燃ごみ含まず)	日	172,033.7	173,070.7	173,226.5	173,947.6	171,374.1	169,588.8	165,980.5	159,276.8	151,727.5	149,602.4	147,302.8	145,513.7	141,265.8	138,744.0	137,914.5	137,543.2	136,754.7	135,418.7	135,547.9	136,007.7	135,746.4	135,276.1	137,057.5
122	処理対象不燃ごみ量(破碎等処理前の量)	日	33,533.4	30,636.9	29,253.9	29,192.7	28,395.4	27,683.7	27,236.2	26,561.2	26,297.7	26,302.3	26,306.2	26,089.6	26,089.6	25,972.8	26,016.6	26,128.2	26,082.4	26,084.9	26,189.9	26,364			

湘南東ブロック全体のごみ処理量予測③

項目	単位	実績																短期目標年度		中期目標年度		長期目標年度		
		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
年間日数	日	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	365
焼却対象ごみ量(バイオガス化をしない場合)	t/日	543.0	544.3	537.0	535.0	531.5	525.7	514.7	493.5	472.8	467.0	460.7	454.8	443.0	435.8	433.6	431.6	430.5	426.9	427.5	427.9	428.4	427.2	432.2
搬入ごみ量	t/日	471.3	474.2	474.6	475.3	469.5	464.6	454.7	435.2	415.7	409.9	403.6	397.6	387.0	380.1	377.8	375.8	374.7	371.0	371.4	371.6	371.9	370.6	375.5
家庭系ごみ	t/日	361.8	361.2	355.8	354.9	348.5	344.4	338.2	323.9	320.4	319.8	320.1	319.2	310.7	305.4	304.6	303.7	302.1	300.4	300.3	300.1	300.0	299.0	303.5
事業系ごみ	t/日	109.5	112.9	118.8	120.3	121.1	120.2	116.5	111.3	95.3	90.1	83.5	78.4	76.4	74.7	73.2	72.2	72.6	70.6	71.0	71.5	71.9	71.6	72.0
バイオガス化対象量	t/日																		75.1	75.0	74.9	74.8	74.5	147.9
家庭系ごみ(直撤除)	t/日																		75.1	75.0	74.9	74.8	74.5	147.9
厨芥類	%	60%																	51.6	51.5	51.5	51.4	51.2	101.7
紙類(紙おむつ含む)	%	60%																	16.8	16.8	16.8	16.8	16.7	33.5
草葉類	%	60%																	6.7	6.7	6.7	6.6	6.6	12.7
事業系ごみ	%	0%																	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
焼却対象量	t/日	542.6	543.8	536.8	536.9	531.9	526.1	514.7	493.5	472.9	467.0	460.7	454.8	443.0	435.8	433.6	431.6	430.6	374.3	375.0	375.5	376.1	375.1	328.7
家庭系ごみ(バイオ化対象外)	t/日	361.8	361.2	355.8	354.9	348.5	344.4	338.2	323.9	320.4	319.8	320.1	319.2	310.7	305.4	304.6	303.7	302.1	225.3	225.3	225.2	225.2	224.6	155.7
事業系ごみ	t/日	109.5	112.9	118.8	120.3	121.1	120.2	116.5	111.3	95.3	90.1	83.5	78.4	76.4	74.7	73.2	72.2	72.6	70.6	71.0	71.5	71.9	71.6	72.0
可燃破砕、不燃残さ等	t/日	71.2	69.6	62.3	61.6	62.4	61.5	60.0	58.3	57.2	57.1	57.2	57.1	56.0	55.7	55.8	55.9	55.9	55.9	56.1	56.3	56.5	56.6	56.7
発酵残渣(投入量に対して)	t/日	30.0%																	22.5	22.5	22.5	22.4	22.3	44.4
焼却対象削減量	t/日																		52.6	52.5	52.4	52.4	52.1	103.5
焼却対象削減率	%																		12.3%	12.3%	12.3%	12.2%	12.2%	23.9%
ガス回収量	Nm3	158.2																	11,879.5	11,866.6	11,847.0	11,834.1	11,778.0	23,380.4



凡例: [] 条件設定値

注記: 施設規模=要処理量÷(280日稼働÷365日)÷稼働率0.96
端数処理により単純計算値と異なる場合があります

湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議規約

(目的及び名称)

第1条 この規約は、神奈川県ごみ処理広域化指針に基づき策定された神奈川県ごみ処理広域化計画（以下「広域化計画」という。）に基づき、湘南東ブロックにおけるごみ処理の広域化を推進するための各種課題について、調整検討を行うため、湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議（以下「調整会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関する事項を定める。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、広域化計画に基づき、広域化実施計画の策定のために、次の各号について調整検討を行う。

- (1) ダイオキシン対策のための各種対策・施策に関する事項
- (2) 突発的な事故、各種対策を講ずるときなどの相互協力・支援に関する事項
- (3) ごみの収集体制、分別方法、減量化・資源化の方策、施設整備などの広域的なごみ処理に関する事項
- (4) その他、ごみ処理の広域化に関し必要な事項

(会員等)

第3条 調整会議は、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町を会員とし、神奈川県が参画する。

(役員等)

第4条 調整会議に会長、副会長及び監事を置く。

- 2 会長は、「湘南広域都市行政協議会ごみ処理部会部会長」を務める市又は町の廃棄物担当部長とし、副会長及び監事は、構成員が協議して選出する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 監事は、調整会議の会計について監査を行う。

(会議)

第5条 会議は、調整会議及び幹事会とする。また、政策的判断の必要があると認めた重要な事項については、別途首長会議等を開催し、その判断を委ねるものとする。

- 2 調整会議は、別表1に掲げる職員で構成する。
- 3 会長は、必要に応じ調整会議を招集し、統括する。また、会長が必要と認めるときは、他のブロックと合同会議を開催することができる。
- 4 幹事会は、別表2に掲げる所属職員で構成し、調整会議で必要と認める事項について検討を行う。
- 5 幹事会に幹事長を置く。
- 6 幹事長は、調整会議の会長を務める市又は町の廃棄物担当課長又は課長相当職の者とする。

- 7 幹事長は、必要に応じ幹事会を招集し、統括する。また、幹事長が必要と認めるときは、他のブロックと合同会議を開催することができる。
- 8 個別かつ具体的な検討事項又は調査事項があると認めるときは、必要に応じて廃棄物等の専門的知識を有する職員で構成するワーキンググループを設けることができる。
- 9 第1項に定める会議には、必要に応じて関係する所属の職員を出席させることができる。

(会長市等の職務)

第6条 前条第1項に定める会議の開催に伴う会場設定、開催通知、次第作成、議事録作成等、会議の運営に関することは、調整会議の会長を務める市又は町が担当する。

(事務局)

第7条 事務局は、藤沢市に置く。

- 2 事務局は、主に資料作成、予算執行管理等を行う。

(会計)

第8条 調整会議の経費は、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町及び神奈川県からの負担金その他の収入をもって充てる。

- 2 調整会議の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 会長は、当該年度の終了後速やかに決算報告を作成し、監事の監査を受けなければならない。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、調整会議の運営に関して必要な事項は、調整会議において定める。

付 則

- 1 この規約は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議設置要領(平成10年6月26日施行)は、廃止する。
- 3 この規約は、平成17年4月1日から施行する。

別表 1

藤沢市	企画担当部長 廃棄物担当部長
茅ヶ崎市	企画担当部長 廃棄物担当部長
寒川町	企画担当部長 廃棄物担当部長
神奈川県	湘南地域県政総合センター企画県民部長 湘南地域県政総合センター環境部長 環境農政部広域化調整担当課長

別表 2

藤沢市	廃棄物担当課長・担当職員
茅ヶ崎市	廃棄物担当課長・担当職員
寒川町	廃棄物担当課長・担当職員
神奈川県	湘南地域県政総合センター企画調整課 湘南地域県政総合センター環境調整課 環境農政部廃棄物対策課広域化推進班

発行

○藤沢市環境部環境管理課

神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

TEL 0466-25-1111

○茅ヶ崎市環境部ごみ対策課

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

TEL 0467-82-1111

○寒川町町民環境部環境課

神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

TEL 0467-74-1111

※この計画は、市町村振興宝くじ「サマージャンボ」の収益金から一部助成を得て作成したものです。